

大蔵委員会議録第三十八号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
委員 夏堀源三郎君
大山 司君 川野 芳満君
佐久間 徹君 島村 一郎君
清水 逸平君 高間 松吉君
吉米地英俊君 西村 直己君
水田三喜男君 三宅 則義君
宮崎 靖君 内藤 友明君
宮腰 喜助君 松尾トシ子君
竹村奈良一君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(銀行局長) 舟山 正吉君
大蔵事務官(銀行局預金部資金課長) 高橋 俊英君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月十九日

国税徴収法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二二号)

資産再評価法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二二号)(予)

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員長より報告聴取

小委員及び小委員長選任に関する件

資金運用部資金法案(内閣提出第七一号)

郵便貯金特別会計法案(内閣提出第七三三号)

会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五五号)

資金運用部特別会計法案(内閣提出第七六六号)

外国為替資金特別会計法案(内閣提出第八一号)

資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第八六号)

緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出第八八号)

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第二一九号)(予)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)(予)

夏堀委員長 これより会議を開きます

まず食糧配給公団の経理調査等に関する小委員会的小委員長より、その審査の経過並びに結果の報告をするため

に発言を求められております。この際これを許します。奥村君。

○奥村委員 小委員会におきまして、食糧配給公団の清算経費の財源に充て

るための剰余金の使用に関する法律案、及び食糧の歳入不足補填のための

一般会計から繰入れするための法律案、この二案を審議して参つたのであ

りまして、三回小委員会を開き、食糧配給公団等の政府委員についていろ

ろ質疑を行つたのであります。この小委員会としては、主としてこの食糧配

給公団の今までの経理内容並びに今後の清算勘定に対する見通しということ

に重点を置いて調査したのであります。この食糧配給公団の今回の法律案

は、十四億五百八十一万九千円の剰余金を清算経費に充てるといふことにな

つておるのであります。昨年の国会においてわが大蔵委員会で特に取上げ

しましたように、食糧配給公団の予算はかなり予算をつくらせておりま

したので、特にこの経費関係の予算を予算執行については、十分注意する

ように警告を発して参つたのであります。その点に重点を置いて調べてみま

したところ、今回配給公団の清算についでの方針を見ますと、われわれが忠告いたしましたように、運賃、保管

料その他の経費においては相当緊縮いたしまして、反省の態度はかなり見えるのであります。しかし一方にお

いて、計上すべき収入を十分に表わしてないという点もありまして、十分満足し得る点に立至つておらないので

あります。一応われわれとしては、この十四億五百八十一万九千円を清算経費として充てるといふことについて

は認めるが、実際の予算支出においては、十分実情に即するように、不当な

支出のないように、監視すべきであるといふことの結論に達した次第であります。

以上をもつて小委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

○夏堀委員長 次に去る十七日予備審査のために本委員会に付託に相なりま

した再評価積立金の資本組入に関する法律案、及び十九日本委員会に付託に

相なりました国税徴収法の一部を改正する法律案、同日予備審査のために付

託に相なりました資産再評価法の一部を改正する法律案、並びに保険募集の

取締に関する法律の一部を改正する法律案の四法案を一括議題といたしまし

て、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西川政府委員。

再評価積立金の資本組入に関する法律案

再評価積立金の資本組入に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、株式会社について、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第百九條の規定による再評価積立金の資本への組入に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(資本組入についての総会の決議)

第二條 株式会社(以下「会社」という)が再評価積立金(資産再評価法第百二條に規定する再評価積立金をいう。以下同じ)を資本に組み入れるには、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百四十三條に定める決議によらなければならない。

(資本組入の場合の新株の発行)

第三條 会社は、再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、前條の決議により、又は別に商法第百四十三條に定める決議により、株主に対してその有する株式の數に應じて株式を発行することが出来る。この場合においては、新株の発行価額(第四條第一項の規定により新株の発行価額のうち株主に拂込まれる金額を定める場合においては、その金額を控除した金額)の總額は、その資本に組み入れた金額をこえてはならない。

2 前項の場合においては、左に掲げる事項は、同項の決議において定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び數

二 新株の発行価額

三 商法第百四十條ノ二の規定は、第一項の規定により株式を発行する場合については適用しない。

4 会社は、第一項の場合において、会社が発行する株式の總數を

こえて株式を発行することはできない。

5 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合において、割当株数に一株未満の端数を生ずるときは、その端数は、第一項の決議において別段の定めがない限り、切り捨てるものとする。

(新株の拂込金額)

第四條 会社は、前條第一項の規定により株式を発行する場合においては、新株の発行価額の一部を株主に拂い込ませることができ、この場合においては、その拂い込ませる金額(以下「拂込金額」といふ。)及び拂込期日は、同項の決議において定めなければならない。

2 前項の拂込金額は、当該会社が額面株式を発行している場合においては、額面株式の券面額をこえることができない。

(新株の拂込金額がない場合の株主となる時期等)

第五條 第三條第一項の規定による新株発行の決議があつた場合においては、前條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合を除く外、株主は、当該決議の時から新株につき株主となるものとする。

2 商法第二百八條(質権の効力)及び第二百九條第四項(登録質権者の権利)の規定は、前項の規定により株主が受くべき株式又は株券について、同法第二百九十三條ノ二第六項(株式配当の通知等)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第二百九十三條ノ二第六項中「配当」とあるのは、「再評價積立金の資本組入に関する法律第五條第一項の新株」と読み替へるものとする。

あるのは「再評價積立金の資本組入に関する法律第五條第一項の新株」と読み替へるものとする。

(新株の割当通知)

第六條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、会社は、株主に對し、その引受権を有する株式の額面無額面の別、種類及び数、拂込金額及び拂込期日並びに一定の期日までに株式の申込をしないときはその引受権を失ふべき旨を通知しなければならない。

2 前項の株式の申込をする場合における株式申込証には、商法第二百八十八條ノ六に掲げる事項の外、新株の拂込金額を記載しなければならない。

3 商法第二百八十八條ノ五第二項から第四項まで(新株引受権の通知及び公告等)の規定は、第一項の場合について準用する。

(新株の拂込)

第七條 前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、拂込期日までに、各株についてその拂込金額の全額の拂込をしなければならない。

2 商法第二百八十八條ノ九(株主となる時期等)の規定は、前項の規定により拂込をなすべき新株の引受人について準用する。

(新株の公募)

第八條 会社は、第六條第一項に規定する一定の期日までに申込があつた新株の総数が株主に割り当てた新株の総数に満たない場合においては、その満たない株数の新株について、更に株主を募集しなければならない。

2 会社は、第三條第五項の規定により切り捨てる端数の合計数に相当する株数の新株について、株主を募集することができる。

3 前二項の場合においては、新株の発行価額は、取締役会が定める。

(新株の引受権の譲渡)

第九條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、その新株の引受権は、他に譲渡することができ、

2 前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して對抗することができない。

(新株を引き受けない株主の金銭分配請求権)

第十條 第六條第三項において準用する商法第二百八十八條ノ五第四項の規定により新株の引受権を失つた株主は、会社に対して、その割当を受けた新株の数に應じて、第八條第一項の規定により募集した新株の発行価額から拂込金額を控除した額の合計額に相当する金銭を分配すべきことを請求することができる。但し、前條の規定によりその新株の引受権を他に譲渡した株主は、この限りでない。

(資本の金額及び資本準備金の積立についての特例)

第十一條 第四條第一項の規定により新株の拂込金額を定めた場合においては、その新株については、その発行価額のうち当該拂込金額に相当する金額を資本に組み入れるものとする。

2 前項の場合において、当該新株が第八條第一項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、商法第二百八十八條ノ二の規定にかかわらず、資本準備金として積み立てることを要しない。

3 第一項の場合において、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

4 新株の拂込金額を定めなかつた場合においては、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、その新株については、その発行価額の全額を資本に組み入れないものとする。この場合においては、その資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

(所得計算の特例)

第十二條 前條第二項から第四項までに規定する新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2 第十條の規定による金銭の分配の請求をした株主に当該金銭を分配した場合においては、その分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

(罰則)

第十三條 会社の取締役は、左の各号の一に該当する場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第五條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ二第六項の規定による通知若しくは公告をすることを怠り、第六條第一項の規定による通知若しくは公告を同條第三項において準用する同法第二百八十八條ノ五第二項の規定による公告をすることを怠り、又はこれらの通知若しくは公告をするに際し、不正の通知若しくは公告をしたとき。

二 第十一條第三項又は第四項の規定に違反して資本準備金として積み立てなかつたとき。

附則
この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日(昭和二十六年七月一日)から施行する。

案
国税徴収法の一部を改正する法律
案
国税徴収法の一部を改正する法律

法律
因徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「及其ノ滞納処分費」に改め、「以下本條中同ジ」を削り、同條第二項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「及其ノ滞納処分費」に、「地方公共団体ノ徴収金」を「他ノ国税及其ノ滞納処分費並地方公共団体ノ徴収金」に改め、同條第

三項を削り、同條第四項中「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「及其ノ滞納処分費」に、「当該地方公共団体ノ徴収金」を「其ノ差押ニ係ル地方公共団体ノ徴収金」に改め、同項の次に次の二項を加ふる。

納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税及其ノ滞納処分費ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル地方公共団体ノ徴収金ト同順位ニテ之ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テ此等ノ処分アリタル日以前ニ納期ノ到来シタル国税及其ノ滞納処分費並ニ地方公共団体ノ徴収金ハ其ノ日以後納期ノ到来シタル国税及其ノ滞納処分費並ニ地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収ス

前項後段ノ適用ニ付テハ国税中利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、輕加算税額及重加算税額（以下利子税額及加算税額ト謂フ）、延滞加算税額並ニ國税ノ滞納処分費並ニ地方公共団体ノ徴収金中督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滞納処分費ニ在リテハ此等ノ徴収金ヲ併セ又ハ加算シテ徴収セラルル国税及地方税ノ納期ヲ以テ其ノ納期ト看做ス

同條第五項中「公課」を「国税及地方公共団体ノ徴収金以外ノ公課」に、

「執達吏」を「執行吏」に、「並其ノ督促手数料及滞納処分費」を「及其ノ滞納処分費」に改め、同條第六項中「督促手数料及滞納処分費ハ」を「滞納処分費ハ其ノ」に改める。

第四條ノ一第七号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加ふる。

七 納税人納税管理人ヲ定メズシテ本邦内ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

第四條ノ二及び第四條ノ三を次のように改める。

第四條ノ二 相続ノ開始アリタル場合ニ於テハ相続人（包括受遺者ヲ含ム）又ハ相続財団（被相続人（包括受遺者ヲ含ム以下同ジ）ニ課セラルベキ又ハ被相続人ノ納付スベキ国税並ニ被相続人ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス但シ限定承認ヲ為シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ価格ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ相続人又ハ包括受遺者二人以上アルトキハ此等ノ者ハ同項ニ依リテ納付スベキ国税及滞納処分費ノ各々ニ付其ノ相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価格ニ按分シテ計算シタル額ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス此ノ場合ニ於テ此等ノ者ハ其ノ相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価格ノ限度ニ於テ其ノ納付スベキ国税及滞納処分費ニ付五ニ連帶シテ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ三 法人合併ヲ為シタル場合ニ於テハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ課セラ

ルベキ又ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベキ国税並ニ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ四 法人解散ヲ為シタル場合ニ於テ該法人ニ課セラルベキ又ハ該法人ノ納付スベキ国税並ニ該法人ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付セズシテ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ為シタルトキハ清算人及残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケタル者ハ連帶シテ之ヲ納付スルノ義務ヲ有ス但シ清算人ハ分配又ハ引渡ヲ為シタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケタル者ハ其ノ受ケタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ責ニ任ズ

前項但書ノ規定ハ第二十九條ノ適用ヲ妨ゲズ

第四條ノ四 督促手数料を削り、第五條を第四條ノ五とし、第四條ノ五を次のように改める。

第四條ノ六 納税人国税ヲ滞納シタル場合ニ於テ其ノ有スル同族会社ノ株式又ハ出資アルトキハ当該株式又ハ出資ニ付左ニ該当スル事由アリ且該納税人ノ財産（該同族会社ノ株式又ハ出資ヲ除ク）ニ就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴収スベキ国税及滞納処分費不足スト認メラルトキニ限り其ノ有スル該同族会社ノ株式又ハ出資（該同族会社ノ株式又ハ出資ノ最モ古キモノノ納期限ノ二箇年前マデニ取得シタルモノヲ除ク）ノ価額ノ限度ニ於テ該同族会社ヲシテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付セシム

一 当該株式又ハ出資ヲ再度公売ニ付スルモ買受人ナク又ハ其ノ価格見積価格ニ達セザルコト

二 当該株式又ハ出資ノ譲渡ニ付法律又ハ定款ニ制限アル為之ヲ譲渡スルコト能ハザルコト

前項ノ場合ニ於テ該同族会社其ノ国税及滞納処分費ヲ完納セザルトキハ該同族会社ニ對シ滞納処分ヲ行フ但シ該同族会社ノ財産ノ公売（政府ニ依リ買上及隨意契約ヲ以テスル売却ヲ含ム以下本條中同ジ）ハ納税人ノ財産ノ公売ニ付シタル後之ヲ為スベシ

前項ノ場合ニ於テ該同族会社前二項ノ処分ニ付第三章ノ二ニ依リ再調査若ハ審査ノ請求又ハ訴訟ヲ提起シタルトキハ該請求又ハ訴訟ノ繫屬スル間其ノ財産ノ公売ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ同族会社ノ株式又ハ出資ノ価額ハ同項ノ処分ヲ為ス時ニ於ケル該同族会社ノ資産ノ總額ヨリ債務ノ總額ヲ控除シタル額ヲ其ノ株式又ハ出資ノ数ニテ除シタル額ヲ基礎トシテ計算シタル額ニ依ル

第一項ノ同族会社ハ第三十二條ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第一項ノ規定ハ該同族会社ヨリ納税人ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ゲズ

第一項ノ同族会社トハ同項ノ納税人ヲ其ノ判定ノ基礎トナル株主又ハ社員トシテ選定シタル場合ニ法人税法第七條ノ二第一項ノ同族会社ニ該當スル会社ヲ謂フ同族会社ナリヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分ヲ為ス時ノ現況ニ依ル

第四條ノ七 納税人国税ヲ滞納シタル場合ニ於テ其ノ財産ノ差押ヲ免ルル為其ノ親族其ノ他該納税人ト特殊ノ關係アル個人ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ又ハ該納税人ガ株式若ハ出資ヲ有スル同族会社ニ對シ贈與又ハ著シク低キ額ノ対価ヲ以テ譲渡シタル財産（該滞納ニ係ル国税中納期限ノ最モ古キモノノ納期限ノ二箇年前マデニ贈與又ハ譲渡シタルモノヲ除ク）アルトキハ該納税人ニ就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴収スベキ国税及滞納処分費不足スト認メラ

ルルトキニ限り此等ノ者ガ現ニ有スル該財産（該財産ノ異動ニ因リ取得シタル財産及此等ノ財産ニ起因シテ取得シタル財産ヲ含ム）ノ価額（納税人ニ對シ該財産ノ対価トシテ支拂ヒタル額アルトキハ其ノ額ヲ控除シタル金額）ノ限度ニ於テ此等ノ者ヲシテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付セシム

前條第二項、第三項及第五項乃至第七項ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス但シ同條第二項、第三項、第五項及第六項中同族会社トアルハ前項ニ依リテ処分ヲ受ケタル者トス

第四條ノ六を第四條ノ八とし、以下第四條ノ八までを二條ずつ繰り下げる。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條 政府ハ納税人左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テ該各号ノ事由ニ因リ其ノ徴収セラルベキ又ハ納付スベキ国税及滞納処分費ノ

全部又は一部ヲ金錢ヲ以テ一時ニ徵收シ又ハ納付スルコト能ハズト認ムルトキハ其ノ徵收シ又ハ納付スルコト能ハズト認メラルル金額ノ限度トシテ當該納税人ノ申請ニ依リ一箇年以内ノ期間ヲ限リ其ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ徵收ノ猶予ハ分割徵收ノ方法ニ依リコトヲ妨ゲズ

一 納税人其ノ資産ニ付震災、風水害、落雷、火災若ハ此等ニ類スル災害ヲ受ケ又ハ盗難ニ罹リタルトキ

二 納税人又ハ其ノ同居ノ親族疾病ニ罹リタルトキ

三 納税人其ノ事業ヲ廃止又ハ休止シタルトキ

四 納税人其ノ事業ニ付甚大ナル損失ヲ受ケタルトキ

五 其ノ他前各号ノ事由ニ類スル事由アリタルトキ

納税人政府が其ノ賦課ヲ為ス權利ヲ行使シ得ル時ヨリ一箇年ヲ経過シタル後國稅（利子稅額及加算稅額ヲ除ク以下本項中同ジ）ノ賦課ヲ受ケタル場合ニ於テ當該賦課ニ因リ徵收セラルベキ稅額（當該國稅ニ係ル利子稅額及加算稅額、延滞加算稅額並滞納處分費ヲ含ム）ノ全部又ハ一部ヲ金錢ヲ以テ一時ニ徵收シ又ハ納付スルコト能ハザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ但シ其ノ徵收ノ猶予ノ申請ハ當該國稅ノ納期限内ニ為スコトヲ要スルモノトシ、其ノ徵收ヲ猶予スベキ期間ハ當該國稅ノ納期限ヨリ一箇年以内トス

昭和二十二年法律第七十五号（災害被害者ニ對スル租稅ノ減免）

徵收猶予等ニ關スル法律）第九條ニ依リ徵收ノ猶予ヲ受ケルコトヲ得ル場合ニ於テハ當該災害ニ因ル徵收ノ猶予ニ付テハ第一項ニ拘ラズ同法ニ定ムル所ニ依ル

第七條ノ二 政府ハ前條第一項ニ依リ徵收ヲ猶予スル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予スル金額ガ五万円ヲ超エ且當該金額ノ徵收ヲ確保スル為ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ徵收ヲ猶予スル金額ノ限度トシテ相當ノ担保ヲ徵スルコトヲ得

政府ハ前條第二項ニ依リ徵收ヲ猶予スル場合ニ於テハ其ノ徵收ヲ猶予スル金額ノ限度トシテ相當ノ担保ヲ徵スベシ但シ其ノ徵收ヲ猶予スル金額ガ五万円以下ナル場合及相當ノ担保ヲ徵シ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ニ依リ担保ヲ徵スル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予スル國稅及滞納處分費ニ付差押ヘタル財産アルトキハ當該担保ノ額ハ其ノ徵收ヲ猶予スル金額ヨリ當該差押ニ係ル財産ノ価額ヲ控除シタル額ノ限度トス

政府ハ前條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ニ付差押ヘタル財産アルトキハ納税人ノ申請ニ依リ當該差押ヲ解除スルコトヲ得

政府ハ担保物ノ価額減少シ若ハ保証人ノ資力徵收ヲ猶予シタル金額ノ納付ニ堪ヘザルニ到リタルモノト認ムル場合又ハ前項ニ依リ差押ヲ解除シタル場合ニ於テハ増担保ヲ解除シタル場合ニ於テハ増担保其ノ他担保ノ提供又ハ保証人ノ變更其ノ他担保ノ變更ヲ求ムルコトヲ得

第一項及第二項ノ担保ノ種類及其ノ提供ノ手續ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ三 第七條ニ依リ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ノ全部又ハ一部ニ付其ノ徵收ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徵收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外予メ其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要ス

一 分割徵收ヲ認メタル國稅及滞納處分費ノ期限内ニ納付セザルトキ

二 前條第五項ノ求ニ応ゼザルトキ

三 其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者責力回復シ從前ノ條件ニ依リ徵收ノ猶予ヲ為スコト不適当ト認メラルトキ

四 第四條ノ一各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徵收ヲ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ノ徵收ヲ完スルコト能ハズト認メラルトキ

第七條ニ依リ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル國稅及滞納處分費ノ期限内ニ納付セザル場合又ハ前項ニ依リ徵收ヲ為ス場合ニ於テ其ノ徵收スベキ國稅及滞納處分費ニ付徵シタル担保アルトキハ滞納處分ノ場合ノ財産ノ処分ノ例ニ依リ當該担保物ヲ処分シテ其ノ徵收スベキ國稅及滞納

處分費並担保物ノ處分費ニ充テ又ハ保証人ヲシテ其ノ徵收スベキ國稅及滞納處分費ヲ納付セシム此ノ場合ニ於テ担保物ノ価額徵收スベキ國稅及滞納處分費並担保物ノ處分費ニ充テ仍不足アルトキハ納税人ノ他ノ財産ニ就キ滞納處分ヲ行ヒ保証人其ノ納付スベキ金額ヲ完納セザルトキハ納税人ニ對シ滞納處分ヲ行ヒ仍不足アルトキ又ハ納税人ニ對シ滞納處分ヲ行フモ仍不足アリト認ムルトキハ保証人ニ對シ滞納處分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ第三十二條ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第七條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ニ付差押ヘタル財産中債權又ハ天然若ハ法定ノ果實ヲ生ズル財産アルトキハ政府ハ其ノ徵收ヲ猶予シタル後ニ於テモ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財産又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定ノ果實ヲ以テ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ニ充ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財産又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定ノ果實以外ノ財産ナルトキハ第二十四條又ハ第二十五條ニ依リ之ヲ処分シ其ノ代金ヲ以テ當該國稅及滞納處分費ニ充ツルモノトス

第七條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ニ付徵シタル担保物ニ付當該國稅及滞納處分費以外ノ公課ノ滞納ニ因ル滞納處分若ハ強制執行アリタル場合又ハ競売ノ開始アリタル場合ニ於テ當該行政機關、公共団体、執行裁判所、執

行吏又ハ強制管理人ニ對シ當該國稅及滞納處分費ノ交付ヲ求メタルトキハ當該担保物ノ價格ノ限度トシ當該國稅及滞納處分費ハ當該担保物ニ付滞納處分ヲ為シ又ハ此等ノ者ニ對シ交付ヲ求メタル國稅及其ノ滞納處分費並地方公共団体ノ徵收金（當該担保物ニ付滞納處分ヲ為シタル國稅ノ滞納處分費並地方稅ノ滞納處分費及督促手数料ヲ除ク）ニ先チテ之ヲ徵收ス

第八條 第七條第一項第一号若ハ第二号若ハ昭和二十二年法律第七十五号第九條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル場合又ハ第十二條第一項ニ依リ滞納處分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ其ノ徵收ヲ猶予シタル滞納處分ノ執行ヲ停止シタル國稅ニ係ル利子稅額中當該猶予又ハ停止ヲ為シタル期間ニ対応スル部分ノ金額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條第二項を次のように改める

前項ノ督促狀ニ依リ指定スベキ期限ハ督促狀ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ一各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

同條第三項中「所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ稅額ニ併セ納付スベキ利子稅額並稅額ニ加算シテ徵收セラルベキ過少申告加算稅額、源泉徵收加算稅額、輕加算稅額、加算稅額及重加算稅額」を「利子稅額及加算稅額並所得稅法第六十二條の四第一項ニ依リ加算稅額」に改め、同條第九項中「免除スルコトヲ得」の下に「但シ

第三号乃至第五号ノ場合ニ在リテハ
当該猶予又ハ停止ヲ為シタル期間ニ
対応スル部分ノ金額ニ限ル」を加え、
同項第三号を同項第六号とし、同項
第二号の次に次の三号を加える。

三 第七條第一項又ハ昭和二十二
年法律第七十五号第九條ニ依
リ徵收ヲ猶予シタル場合

四 第十二條第一項ニ依リ滞納処
分ノ執行ヲ停止シタル場合

五 第十二條ノ二第一項ニ依リ滞
納処分ノ執行ヲ猶予シタル場合
同條に次の一項を加える。

第一項ニ依リ督促ハ民法第五百十
三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効
力ヲ有ス

第十條第一号中「督促手数料及」を
削る。

第十二條を次のように改める。
第十二條 滞納者左ノ場合ニ該當ス
ルトキハ政府ハ滞納処分ノ執行ヲ
停止スルコトヲ得

一 差押ヘ得ル財産ノ価額滞納処
分費及第三條ニ依リ国税ニ先チ
テ徵收スル債権額ニ充テ残余ヲ
得ル見込ナキトキ

二 差押ヘ得ル財産ノ凡テニ付滞
納処分ヲ為シタルモ仍徵收スベ
キ国税及滞納処分費ニ残余アル
トキ

三 滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者
ノ生活ヲ著シク窮乏ノ状態ニ陥
ラシムル虞アルトキ
四 滞納者ノ所在不明ニシテ差押
ヘ得ル財産不明ノトキ
政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行
ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納
者ニ通知スベシ
政府ハ第一項第一号又ハ第三号ニ

依リ滞納処分ノ執行ヲ停止シタル
場合ニ於テ其ノ停止シタル国税及
滞納処分費ニ付差押ヘタル財産ア
ルトキハ当該差押ヲ解除スベシ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停
止シタル後三年以内ニ於テ滞納者
左ノ場合ニ該當スト認ムルトキハ
政府ハ爾後其ノ執行ヲ停止ヲ取消
スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其
ノ旨ヲ滞納者ニ通知スベシ

一 第一項第一号ニ依リ滞納処分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ
同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第三号ノ事由ナキトキ

二 第一項第二号ニ依リ滞納処分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ
差押ヘ得ル財産存スルニ到リ且
同項第一号及第三号ノ事由ナキ
トキ

三 第一項第三号ニ依リ滞納処分
分ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於
テ同号ノ事由存セザルニ到リ且
同項第一号ノ事由ナキトキ

四 第一項第四号ニ依リ滞納処分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ
同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキト
キ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ停
止シタル国税及滞納処分費ノ納付
ノ義務ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執
行ノ停止ヲ取消シタル場合ヲ除ク
外其ノ滞納処分ノ執行ヲ停止シ
タル後三年ヲ経過シタル時ニ於テ
消滅ス

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ノ停
止ハ時効ノ進行ヲ妨ゲズ

第十二條ノ二 第七條第一項ニ該當
スル場合ヲ除ク外滞納処分ノ執

行ニ因リ滞納者ノ事業ノ継続ヲ著
シク阻害スル虞アリ且其ノ執行ノ
猶予ガ直ニ其ノ執行ヲ為ス場合ニ
比シ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処
分費ノ徵收上有利ナリト認ムルト
キハ政府ハ二年以内ノ期間ヲ限リ
当該国税及滞納処分費ノ全部又ハ
一部ノ滞納処分ノ執行ヲ猶予スル
コトヲ得

政府ハ前項ニ依リ滞納処分ノ執行
ヲ猶予シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納
者ニ通知スベシ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶
予シタル期間内ニ於テ滞納者左ノ
場合ニ該當スト認ムルトキハ政府
ハ爾後其ノ執行ノ猶予ヲ取消スベ
シ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨
ヲ滞納者ニ通知スベシ

一 第四條ノ一各号ノ事由生ジタ
ルトキ

二 新ニ他ノ国税ヲ滞納シタルト
キ

三 滞納処分ノ執行ニ因リ滞納者
ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スル
虞ナキニ到リタルトキ

四 滞納処分ノ執行ノ猶予ガ当該
滞納ニ係ル国税及滞納処分費ノ
徵收上有利ナリト認メラレザル
ニ到リタルトキ

第一項ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶
予シタル国税及滞納処分費ニ付テ
ハ其ノ執行ヲ猶予シタル間時効ハ
進行セザルモノトス

第十五條中「讓受人其ノ情ヲ知り
讓受ケ」を削り、同條に次の但書を
加える。

但シ讓受人又ハ転得者其ノ讓受又
ハ転得ノ當時其ノ情ヲ知ラザリシ
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條第一項第二号中「同居親
族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪
炭」を「同居ノ親族ノ生活上必要ナル
六箇月間ノ食料及薪炭」に改め、同
項第三号を同項第五号とし、以下二
号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に
次の二号を加える。

三 主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農
業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラ
ザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼
料並次ノ收穫マデ農業ヲ続行ス
ル為欠クベカラザル種子

四 前号ノ者ヲ除ク外技術者、
職人、勞役者其ノ他主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
職業ニ従事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物(商
品ヲ除ク)

第十七條中左ニ掲グル物件ノ下
に「前條第一項第三号又ハ第四号ニ
掲グル物件ヲ除ク」を加え、「督促
手数料、」を削り、同條第二号中「職
業」を「職業又ハ營業」に改める。

第二十一條ノ二を第二十一條ノ三
とし、第二十一條の次に次の一條を
加える。

第二十一條ノ二 收税官吏第二十條
ノ処分、差押又ハ差押物件ノ搬出
ヲ為ス間ハ滞納者、其ノ同居ノ親
族、前條ノ立会人及滞納者ノ租税
ニ関スル申告、申請其ノ他ノ事項
ニ付政府又ハ裁判所ニ對シ当該滞
納者ヲ代理スル権限ヲ有スル者ヲ
除ク外何人ニ限ラズ許可ヲ得ズ
シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁ズル
コトヲ得

第二十三條ノ一第二項中「督促手
料、」を削る。

第二十八條第一項及び第二項中

「督促手数料、」を削り、同條第三項
中「督促手数料及」を削る。

第二十九條中「督促手数料、」を削
る。

第三十一條を次のように改める。
第三十一條 滞納処分ハ滞納者ノ所
轄国税局又ハ稅務署ノ收税官吏之
ヲ行フ但シ差押フベキ財産又ハ差
押ヘタル財産當該国税局又ハ稅務
署ノ管轄區域外ニ在ルトキハ收税
官吏ハ其ノ財産所在地ノ所轄国税
局又ハ稅務署ノ收税官吏ニ滞納処
分ノ引継ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ五中「督促手数料」
を削る。

第三十一條ノ六第一項及び第三項
中「督促手数料」を削り、同條第四
項中「督促手数料」を削り、「農業
確定申告書」を同法第二十九條第一
項又ハ第二項ニ依リ申告書」に改め
る。

第三十二條ノ二中「第二十一條ノ
二」を「第二十一條ノ三」に改める。

附則

一 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。

二 改正後の国税徵收法(以下「新
法」という。)第二條第四項、第五
項及び第七項、第四條ノ二から第
四條ノ四まで、第七條から第七條
ノ三まで、第十二條並びに第十二
條ノ二の規定の適用については、
当分の間、督促手数料及び延滞金
は、滞納処分費とみなす。

三 新法第二條第四項及び第五項の
規定は、同條第四項に掲げる者に
對シこの法律施行の際に交付要
求中の、及びこの法律施行後交付
を要求する国税及び滞納処分費と

第一類第六号 大藏委員會議錄第三十八号 昭和二十六年三月二十日

地方公共団体の徴収金（同條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。）との間における徴収の順位について適用する。

4 新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徴収する国税と滞納処分費との間における徴収の順位について適用する。

5 新法第四條ノ二及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後相続の開始又は法人の合併があつた場合における被相続人（包括遺贈者を含む。）又は合併に因り消滅する法人に係る国税及び滞納処分費について適用し、この法律施行前に相続の開始があつた場合における被相続人に係る国税及び滞納処分費については、なお従前の例による。

6 新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る国税及び滞納処分費について適用する。

7 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後滞納した国税及びその滞納処分費について適用する。

8 新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際現在災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第九條の規定により徴収猶予中の国税に係る利子税額及び延滞加算税額についても適用する。但し、新法第八條及び第九條第九項第三号の規定により免除することができ、この法律施行後の期間に対応する

部分の金額に限るものとする。
9 新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督促について適用する。

10 この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。但し、第二項の規定の適用を妨げない。

11 この法律施行前に徴収した督促手数料及び前項の規定により徴収した督促手数料に過誤納があつた場合の還付及び充当並びに過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納処分費、国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第三項又は第三十六條ノ二第三項の規定による還付金（同法第三十六條第六項又は第三十六條ノ二第三項の規定による加算金を含む。）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六條ノ三第四項の規定による還付金（同條第六項の規定による加算金を含む。）の前項の規定により徴収すべき督促手数料に対する充當については、なお従前の例による。

12 新法第十五條の規定は、この法律施行後行為の取消を求める場合について適用し、この法律施行前に行為の取消を求めた場合については、なお従前の例による。

13 新法第十六條第一項第三号及び第四号並びに第十七條の規定は、この法律施行後する差押について適用し、この法律施行前にした差押については、なお従前の例による。

14 新法第三十一條の規定は、この

法律施行の際現に存する滞納に係る滞納処分についても適用する。
15 新法第三十一條ノ六第四項の規定の適用については、当分の間、農業確定申告書は、確定申告書とみなす。

16 第十七項において「旧国税」とは、左に掲げる国税をいう。
一 昭和二十四年分以前の所得税（昭和二十四年十二月三十一日以前の支拂に係る給与所得及び退職所得に対する源泉徴収に係る所得税を含む。）
二 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法第二十一條の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）分の法人税（清算所得に対する法人税を除く。）
三 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税及び同日以前になされた贈與に係る贈與税
四 昭和二十四年十二月三十一日以前に製造場から移出した物品に係る物品税
五 取引高税、非戦災家屋税、非戦時補償特別税及び臨時利得税
政府は、納税人につき新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由がある場合において、当該事由に因りその徴収し、又は納付すべき旧国税（当該旧国税にあわせ、又は加算して徴収せられるべき又は納付すべき政

令で定める税額、延滞金及び滞納処分費を含む。）の全部又は一部を金銭をもつて一時に徴収し、又は納付することができないと認めるときは、同條の規定にかかわらず、その徴収し、又は納付することができないと認められる金額を限度として、当該納税人の申請により、二年以内の期間を限つてその徴収を猶予することができる。この場合においては、その徴収の猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

18 前項の規定による徴収の猶予については、これを新法第七條第一項の規定による徴収の猶予とみなして、新法第七條の二から第八條まで及び第九條第九項第三号の規定を適用する。但し、その徴収を猶予する金額が十万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するため必要があると認められる場合を限り、その徴収を猶予する金額を限度として相当の担保を徴収することとができるものとし、新法第八條の規定の適用については、当該徴収の猶予のうち同法第七條第一項第一号又は第二号に該当する事由に因るものを同條第一項第一号又は第二号の規定による徴収の猶予とみなす。

19 政府は、新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由に因り国税を滞納している者については、その申請により、当該国税に係る未納の延滞金のうち税額百円につき一日八銭をこえる割合で計算した部分の金額を税額百円につき一日八銭の割合で計算

した額に軽減することができる。
20 政府は、新法第七條第一項各号の一に該当する事由その他相当の事由に因り加算税（国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）第二條に規定する税額をいう。以下同じ。）を滞納している者については、その申請により、当該加算税のうち昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対応する部分の金額を税額百円につき一日四銭の割合で計算した額に軽減することができる。

21 政府は、加算税を加算して納付した、若しくは徴収した又は納付し、若しくは徴収する国税について、左に掲げる事由があるときは、納税人の申請により、当該加算税のうち昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対応する部分の金額を税額百円につき一日四銭の割合で計算した額に軽減することとができる。但し、当該国税について納税人に詐偽その他不正の行為があつた場合は、この限りでない。

一 当該国税が申告期限から一年を経過した後になされた更正又は決定に係るものであること。
二 当該国税が更正又は決定の後になされた修正申告又は更正に係るものであること。
三 当該国税が通信、交通その他の状況によりやむを得ない事情で申告期限後になされた申告に係るものであること。

22 政府は、前項の規定により加算税を軽減した場合においては、納税人の申請により、当該加算税又は

当該加算税を加算して納付した、若しくは徴収した若しくは納付し、若しくは徴収する国税に係る延滞金のうち、税額百円につき一日八銭をこえる割合で計算した部分の金額の税額百円につき一日八銭の割合で計算した額に軽減することができる。

23 この法律施行前に納付した又は徴収した加算税又は延滞金のうち前二項の規定による軽減に因り過納となつた部分の金額については、昭和二十六年六月三十日までに還付の請求があつた場合に限り、これを還付し、又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当する。

24 国税徴収法第三十一條ノ六の規定は、第二十一項又は第二十二項の規定による軽減に因り過納となつた加算税又は延滞金の金額を還付し、又は充当する場合に適用しない。

25 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十六條第七項中「督促手数料」を削る。

第四十三條第三項中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「清算人」を「清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の一項を加える。

前條但書の規定は、国税徴収法第二十九條の規定の適用を妨げない。

26 法人税法の一部を次のように改正する。

第二十六條の第三項中「督促手数料」を削る。

第二十七條中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條に次の一項を加える。

前項但書の規定は、国税徴収法第二十九條の規定の適用を妨げない。

27 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十條第五項中「督促手数料」を削る。

28 遺産再評価法（昭和二十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「残余財産を分配したときは、」を「残余財産の分配又は引渡をしたときは、」に、「残余財産の分配」を「残余財産の分配又は引渡」に改め、同項但書を次のように改める。

但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。

同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書の規定は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第二十九條の規定の適用を妨げない。

第六十四條中（明治三十年法律第二十一号）を削る。

29 酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六條第二項中「督促手数料」を削る。

30 物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

31 砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第二項中「督促手数料」を削る。

32 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「督促手数料」を削る。

33 第二十五項、第二十六項又は第二十八項の規定による改正後の所得税法第四十三條第三項及び第四項、法人税法第二十七條又は資産再評価法第六十三條第一項及び第

二項の規定は、この法律施行後残余財産の分配又は引渡をする法人に係る所得税法第四十三條第一項の規定により徴収すべき税金、法人税又は再評価税について適用し、この法律施行前に残余財産の分配をした法人に係るこれらの税金については、なお従前の例による。

34 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「徴収ノ告知」の下に「又ハ督促」を加える。

第十一條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十一條ノ四「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

35 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十二條第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第五百三十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第十二條第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十四條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法

第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

36 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

第十一條第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第五百三十三條ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第十一條第四項を次のように改める。

第二項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス

第十三條中「国税徴収法第四條ノ七及第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」に改める。

37 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項後段を次のように改める。

この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第三十四條中「国税徴収法第四條ノ七及び第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及び第四條ノ十」に改める。

38 失業保険法（昭和二十二年法律

第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項後段を次のように改める。

この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による督促は、民法第五百三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

同條第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

第三十八條中「国税徴収法第四條ノ七及び第四條ノ八」を「国税徴収法第四條ノ九及び第四條ノ十」に改める。

39 第三十四項から前項までの規定

による改正後の健康保険法第四條第三項及び第十一條第二項、船員保険法第五條第二項及び第十二條第二項、厚生年金保険法第五條第二項及び第十一條第四項、労働者災害補償保険法第三十一條第二項及び第三項並びに失業保険法第三十五條第二項及び第三項の規定は、この法律施行後する督促について適用し、この法律施行前にした督促に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法(昭和二十五年法律

第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中第十六條を「第十六條の二」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める。

第二條第八項中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法」に改める。

第五條第七号中「船舶運賃會」を「船舶管理委員會」に改める。

第七條中「前條第一項」の下に、「第十三條の二第一項又は第十四條の二第一項から第三項まで」を加える。

第八條第二項本文中「前項」の下に「又は第十三條の三」を加え、同項但書中「達しているとき」の下に「又は第十三條の三の規定により行つた再評価の再評価額が第二十一條の二に規定する再評価額の限度額に達しているとき」を加える。

第九條第二項中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の發行(新たに發行する株式をもつて利益の配当をする場合における株式の發行及び法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因る株式の發行を除く。以下同じ)」、資本の減少、株式の分割若しくは併合」に改め、「合併に因り」の下に「發行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り」を加え、同條第三項中「当該財産が株式であるときは、その拂込金額」を削り、同條に次の一項を加える。

5 第三項の場合において、その取得した財産のうちに株式があると

きにおける当該株式の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額(出資については、出資の金額)による。但し、株式の消却に因り、發行法人の資本の減少若しくは解散に因り、發行法人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り取得した株式を發行する法人が無額面株式を發行している場合及び合併に因り取得した株式を發行する法人が当該合併に因り無額面株式を發行した場合においては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却若しくは資本の減少に関する決議があり、解散に因る残余財産の分配に関する決定があり、又は第二会社若しくは新会社に対する資産の出資、退社若しくは脱退があつた時における当該株式を發行する法人の資本の金額を發行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時における資本の金額)を当該合併に因り發行した株式の総数で除した金額

第十三條の次に次の二條を加える。

(法人の資産の第二次再評価)

第十三條の二 法人は、第六條第一項に規定する資産(株式を除く)で同項の規定による再評価を行

なかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、左の各号に掲げる日のいずれか一日(当該法人の事業年度が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までを終了する場合においては、第二号に掲げる日)現在において再評価を行うことができる。

一 昭和二十六年一月一日

二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までを開始する事業年度(当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終了する事業年度を除く)開始の日

2 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)に規定する公益事業その他これに準ずる公共性の事業で政令で定めるものを営む法人については、同項第二号中「同年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年九月三十日」とする。

3 第六條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(個人の減価償却資産の第二次再評価)

第十三條の三 個人は、第八條第一項又は第十條第一項に規定する資産(昭和二十六年一月一日以後に事業の用に供したものを除く)で第八條第一項(第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ)の規定による

再評価を行わなかつたもの又は第八條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第十九條まで又は第二十七條に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。

第十四條の次に次の一條を加える。

(合併の場合における第二次再評価)

第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産(株式を除く。以下この條において同じ)で前條第一項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、第十三條の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。

前條第一項後段に規定する合併法人(昭和二十六年一月一日以後に合併した場合における合併法人を除く)が当該合併に因り取得した同項後段に規定する資産で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについても同様とする。

2 法人が昭和二十五年九月一日から同年十二月三十一日までの間に

合併した場合において、合併法人（前項後段に規定する合併法人であるものを除く。）が当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産のうち被合併法人が同項若しくは前條第一項の規定による再評価を行なかつたもの又は被合併法人が第六條第一項若しくは前條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものがあるときは、当該合併法人は、当該資産について、第十三條の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。

3 法人が昭和二十六年一月一日から同年九月三十日（第十三條の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人については、昭和二十七年九月三十日）までの間に合併した場合において、被合併法人が第十三條の二第二項の規定又は第一項若しくは前項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人は、当該被合併法人がこれらの規定により再評価を行うことができた資産で当該合併法人が当該合併に因り取得したものについて、合併の日（合併の日を含む事業年度が昭和二十六年三月三十一日以前に終了する場合においては、その事業年度の翌事業年度開始の日）現在において再評価を行うことができる。

4 第六條第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

第十五條中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の発行、資本の減少、株式の分割若しくは合併」に改め、「合併に因り、」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加える。

第二章第十六條の次に次の一條を加える。

（死亡の場合の第二次再評価）
第十六條の二 個人が昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日前に死亡した場合において、当該個人が第十三條の三の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該個人が同條の規定により再評価を行うことができた資産（家屋を除く。）について、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。

2 前條第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第十七條第一項中「法人税法の規定により、」を「法人の所有する資産については法人税法の規定により、個人所有する資産については所得税法の規定により昭和二十五年において、」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

（第二次再評価の場合の資産の再評価額）
第二十一條の二 第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第二項の規定により再評価を行う場合における減価償却資産、その他の事業用資産並びに土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、第十七條から前條まで及び第二十七條の規定にかかわらず、これらの規定により算出される再評価額の限度額から、法人の資産にあつては、当該資産について基準日（第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三條の二第二項又は第十四條の二の規定による再評価の再評価日までの間に減価償却又は帳簿価額の減少額（固定資産の減価償却を除く。以下同じ。）をした場合におけるその期間に應ずる償却額又は帳簿価額の減少額で法人税法の規定による所得の計算上損金に算入された金額又は算入されるべき金額、個人の資産にあつては、当該資産について基準日（第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三條の三又は第十六條の二第二項の規定による再評価の再評価日までの期間に應じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額をこえることができない。

第二十三條第一号中「資本の増加」の下に「又は株式の発行」を加え、同号イ中「等しいとき」の下に「又は旧株若しくは新株が無額面株式であるとき」を加え、同号ロ中「異るとき」の下に「旧株又は新株が無額面株式であるときを除く。以下第四十三條において同じ。」を加え、同号

イ及びロの算式中「 $\frac{\text{償却額}}{\text{償却率}}$ 」を「 $\frac{\text{償却額}}{\text{償却率} \times \text{償却率}}$ 」に改め、同条第三号イ中「受け、当該株式についてを受けた場合において、交付を受けた株式の価額（第九條第五項に規定する株式の価額をいう。以下この條において同じ。）のうちに、」を「 $\frac{\text{拂込金額}}{\text{償却率}}$ 」に改め、同号ロ中「当該合併法人の株式の拂込金額」を「交付を受けた株式の価額」に改め、同号ハ中「拂込金額」を「償却率」に改め、同号ニ中「当該合併法人の株式の拂込金額」を「交付を受けた株式の価額」に改め、同條第四号中「資本の減少」の下に「株式の分割若しくは合併」を、「解散に因り、」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加える。

第二十四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三」を「再評価積立金の額の四分の三」を「同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第二十六條中「前條第一項の規定に従い、」を「前條第一項の規定に準じて改める。

第二十七條中「第八條第一項の規定の下に、又は第十六條第三項の規定」を加え、「償却額」を「減価の価額」に改める。

第三十一條第二項中「固定資産の減価償却を除く。以下同じ。」を削り、同條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、第

十三條の二第二項又は第十四條の二の規定により再評価を行う場合においては、基準日（第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）後における帳簿価額の減額については適用しない。

第三章第三十五條の次に次の一條を加える。

（第二次再評価の場合の陳腐化資産等）
第三十五條の二 第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第二項の規定により再評価を行う場合において、前條第一項に規定する資産の価額が基準日後増加しているときは、当該資産については、第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第二項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、第二十一條の二の規定により算出される再評価額の限度額を第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前條第一項の規定を適用する。

第三十六條中「又は第十四條第二項」を、「第十三條の二第二項、第十三條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」に改め、「第十六條第五項」の下に「（第十六條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十八條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において相続人が二

條若しくは第四十六條の二」に改める。

第五十條中「第十四條第一項又は第十六條を」を「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項に、第十四十五條又は第四十六條を」第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

第五十一條第三項を同條第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った減価償却資産で第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行ったものについて、再評価税の納付については、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に第一項の規定を適用する。

第五十二條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「当該財産が株式であるときは、その拂込金額を」当該財産が株式であるときは、第九條第五項に規定する価額に、昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三を」同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第五十三條第一項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月三十一日まで」に改め、同條第二項中「一月一日から同月三十一日まで」に改め、同條第二

項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月三十一日まで」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項中「第十六條」を「第十六條又は第十六條の二第一項に、又は第五項」を「若しくは第五項又は第四十六條の二第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第十六條の規定により」を「第四十六條第六項（第四十六條の二第三項において適用する場合を含む。以下この條において同じ。）の規定により」に、「前三項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三條の三の規定により減価償却資産について再評価を行った個人は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十七年から五年間、毎年二月一日から同月末日までの間において、国に納付しなければならない。

第五十五條第二項中「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項若しくは第二項」に、「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に、「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第六條第一項、第八條第一項又は第十四條第一項の規定により再び再評価を行った減価償却資産で第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行ったものについて、再評価税額及び第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に前項の規定を適用する。

第五十六條第三項中「前三項」を「前三項」に、「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同項を同條第四項とし、以下同條第六項までを一項ずつ繰り下げ、同條第七項中「第一項及び第四項から第六項まで」に改め、同項同條第八項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った法人が第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により減価償却資産について再び再評価を行った場合において、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十七條第四項中「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」を「当該法人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日」に改め、「同項各号に掲げる金額を加算した額」の下に、以下第四條において同じ。」を加える。

第五十八條第一項中「第五十三條

第一項の下に「又は第二項」を加え、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月三十一日まで」に改め、同條第二項中「第五十三條第一項の下に」又は「第二項」を加え、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月三十一日まで」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同條第三項中「前三項」を「前三項」に、「昭和三十一年」を「昭和三十一年」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第二十六條の四」を「第二十六條の三」に改め、同項を同條第五項とし、同條第五項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月三十一日まで」に改め、「第五十三條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第六項中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第八條第一項の規定により再評価を行った個人が第十三條の三の規定により再び再評価を行った場合においては、第八條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の三の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十九條第二項中「償却範囲額を」償却額を」に、「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」を「当該個人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日」に改める。

第六十條第一項及び第二項中「第

五十三條第二項若しくは第三項」を「第五十三條第三項若しくは第四項」に改める。

第六十一條中「第九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価積立金の額の四分の三」を「第九條第一項の規定により同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第六十二條第一項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に改め、同條第二項中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

第六十五條第一号中「第四十五條、第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

第六十七條中「同條第二号」の下に「又は第三号」を、「その再評価税額及び前條の規定による決定に係る再評価税額」の下に、「再評価差額又は再評価税額」を加える。

第七十條中「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十五年十二月三十一日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改める。

第七十三條第二項中「第十四條第一項又は第十六條」を「第十三條の二第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」に改める。

第七十七條第一項第一号中「第五十三條第三項若しくは第四項」を「第五十三條第三項」に、「第五十一條第一項若しくは第三項」を「第五十一條第一項」に改める。

第一項若しくは第四項に、「第五十三條第一項若しくは第二項を」第五十三條第一項から第三項まで」に改める。

第七十九條第一項中「第五十一條第三項を」第五十一條第四項に、「第五十三條第二項を」第五十三條第三項に、「第五十六條第五項を」第五十六條第六項に、「第五十八條第五項を」第五十八條第六項に改める。

第八十一條中「第五十六條第六項を」第五十六條第七項に、「第五十八條第六項を」第五十八條第七項に改める。

第八十五條第一項及び第三項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第八十六條中「第五十三條第二項を」第五十三條第三項に改める。

第八十八條第一項及び第二項中「第五十三條第二項から第四項まで」を「第五十三條第三項から第五項まで」に改める。

第九十七條第一項中「第四十五條」の下に「又は第四十五條の二」を加え、同條第二項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。

第九十八條第一項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。

第九十九條に次の一項を加える。

2 商法第二百八十八條ノ二第三号（有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、法人の再評価差額については適用しない。

同條第二項の次に次の一項を加える。

3 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、既に前項の規定により当該資産について仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、当該金額を当該資産について同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から控除した金額を同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第一百一條第一項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額（利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び国税徴収法の規定による延滞加算税額を除く。以下この條、第百七條、第百九條及び第百十二條において同じ。）を控除した金額の範囲内において、その再評価差額を加え、同條第二項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額を控除した金額に相当する再評価差額」を加える。

第百二條中「再評価日において清算中の法人を除く。」を削る。

産については、その最初の再評価の再評価日の直前。以下この條において同じ。）を、「贈與した時における当該資産の帳簿価額の下に（当該資産について再評価日後減価償却をした場合において、その償却額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した額）を加え、同條第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百五條第一項及び第三項並びに第百六條第一項及び第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第百七條第一項中「左の各号」の下に「（金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号）を加え、同條第三号中「損失をてん補する場合」を「再評価積立金の額から当該法人の納付すべき再評価税額を控除した金額の範囲内において損失をてん補する場合」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 解散した法人が残余財産を分配する場合

五 退社又は脱退に因り出資の持分の拂戻をする場合

同條に次の一項を加える。

項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改める。

法人は、第百二條の規定により再評価積立金として積み立てた金額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額（当該法人がその納付すべき再評価税額を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額）の範囲内において再評価積立金を資本に組み入れることができる。

2 前項の規定は、金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関については適用しない。

第百十條の次に次の一條を加える。

（資産の評価損及び評価益についての商法の特例）

第百十條の二 会社が再評価を行った資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四條第二項又は第百五條第三項の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の資産の評価損は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価損に算入しない。

2 会社が再評価を行った株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條第二項の規定により再評価積立金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額に相当する金額の資産の評価益は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価益に算入しない。

第百十二條第一項を次のように改める。

再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書（第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価積立金については、第四十五條の二の規定による申告書）を提出した後に、再評価積立金の額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本及び準備金の総額に算入する。

同條第二項中「特別の法令」の下に「（銀行等の債券発行等に関する法律を除く。）」を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

第百十九條の見出し中「配当」を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人が当該資本への組入れに因り株式を発行したときは、当該法人の株式を有する者が取得した当該発行に係る株式の価額は、その者のその取得の日を含む事業年度又は年の法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上益金又は総収入金額に算入しない。

第百二十一條第二項中「再評価額の百分の九十に相当する金額」を「再評価額（再評価を二回行った資産については、その最後の再評価に係る再評価額）の百分の九十に相当する金額（有形減価償却資産で、当該資産について再評価を行わない場合に

において法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の累計額が当該資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額以外の金額であるものについては、当該資産の再評価額に大蔵省令で定める割合を乗じて算出した金額に改める。

第二百二十五条中「第四十五條又は第四十六條を」第四十五條から第四十六條の二までに改める。

附則第十三項中「再評価税額」の下に「及び第四百四條又は第四百五條の規定により再評価税額立金を取りくずした金額」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第九條、第十五條、第二十三條、第四十三條、第五十二條第二項（第九條第五項の改正規定に限る）、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條第二項、第一百九條第一項、第二百十條の二及び第二百十二條の改正規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行し、第二章及び第三章に係る改正規定（第九條、第十五條及び第二十三條の改正規定を除く。）は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正前の資産再評価法第九十七條第二項、第九十八條第一項及び第二百十二條の規定は、株式会社合資会社については、これらの規定に係る改正規定施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

3 この法律施行前に解散した法人で資産再評価法第六條第一項又は

第十四條第一項の規定により再評価を行つたものは、当該再評価に係る再評価額から同法第百一條の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額及びこの法律施行前に納付した再評価税額を控除した残額をこの法律施行の日において再評価税立金として積み立てなければならぬ。但し、この法律の施行前に残余財産の分配をした場合におけるその分配金額のうち当該残額に対応する部分の金額については、この限りでない。

4 改正後の資産再評価法第四十六條の二の規定により相続人が昭和二十六年九月三十日まで申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九十九條第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條第一項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

5 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

法人が資産再評価法第九十九條の規定により再評価税立金を資本に組み入れた場合における資本増加の登記についての登録税の税率は、その資本への組入れに因り増加した資本の金額については、登録税法第六條第一項第四号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

6 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律

第一條中「並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人」を創る。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団及び財団を含む）若しくはその者の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く）管理人員若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。同條第二項中「締結の代理をなす者」の下に「法人でない社団及び財団を含む。以下同じ。」を加える。

同條第四項を次のように改める。

4 この法律において「所屬保険会社」とは、生命保険募集人、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人が募集する保険

契約の保険者となるべき保険会社をいう。

第三條第二項第三号中「委託保険会社」を「所屬保険会社」に改め、同條第三項第一号及び第二号を次のように改め、同條第四項を創る。

一 生命保険募集人又は損害保険代理店であることを証する書面。但し、委託に基づく生命保険募集人及び損害保険代理店にあつては、募集に関する委託契約書に限る。

二 法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、定款又は寄附行為（法人でない社団若しくは財団にあつてはこれらに準ずるもの。以下第七條において同じ）、役員又は管理人員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びに当該法人又は法人でない社団若しくは財団が第五條第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びにその者が第五條第一号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第四條の見出しを「登録簿及び登録の通知」に改め、同條第二項第三号中「委託保険会社」を「所屬保険会社」に改め、同條に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を文書をもつて申請者に通知しなければならない。

第五條第一項中「申請者につき事実を調査した後」を削り、同條第五号中「代表者若しくは」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに、聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

第六條中「遅滞なく」の下に「理由を記載した文書をもつて」を加える。

第七條及び第八條を次のように改める。

（生命保険募集人又は損害保険代理店の届出事項）

第七條 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三條第二項各号に掲げる事項又は同條第三項第一号に掲げる書類若しくは同項第二号に掲げる定款又は寄附行為に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録当時同項第一号から第五

号までの一に掲げる者に該当して
いたことが判明したときは、遅滞
なく、その旨を大蔵大臣に届け出
なければならぬ。

3 生命保険募集人又は損害保険代
理店が左の各号の一に該当するこ
となつたときは、当該各号に掲
げる者は、遅滞なく、その旨を大
蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 募集の業務を廃止した場合に
おいては、当該生命保険募集人
又は損害保険代理店であつた者
二 個人が死亡した場合において
は、その相続人

三 個人が破産し、又は法人が破
産に因り解散した場合において
は、その破産管理人

四 法人が合併に因り解散した場
合においては、その業務を執行
する役員であつた者

五 法人が合併又は破産以外の事
由に因り解散した場合において
は、その清算人

六 法人でない社團又は財団が消
滅した場合においては、その管
理人であつた者

(登録の取消)

第七條の二 大蔵大臣は、第二十條
第一項の規定により登録を取り消
す場合を除く外、生命保険募集人
又は損害保険代理店が左の各号の
一に該当するときは、その登録を
取り消さなければならぬ。

一 第五條第一項第一号、第二
号、第四号及び第五号の一に掲
げる者に該当することとなつた
とき又は登録当時同項第一号か
ら第五号までの一に該当してい

たことが判明したとき。

二 登録当時第五條第一項第六号
に掲げる者に該当していたこと
が判明したとき。

三 不正の手段により第四條第二
項の規定による登録を受けてい
たとき。

2 第五條第二項及び第三項の規定
は、前項の規定による登録の取消
について、これを準用する。この
場合において、第五條第二項中
「登録申請者」とあるのは、「当該生
命保険募集人又は損害保険代理
店」と読み替へるものとする。

第七條の三 大蔵大臣は、左に掲
げる場合においては、生命保険集
人登録簿又は損害保険代理店登録
簿につき、当該生命保険募集人又
は損害保険代理店に関する登録を
まつ消しなればならぬ。

一 前條又は第二十條第一項の規
定により登録を取り消したと
き。

二 第七條第三項の規定による届
出があつたとき。

三 大蔵大臣が第七條第三項各号
に掲げる場合に該当するものと
認めて、同項各号に掲げる者に
通知して、その者又はその代理
人の出頭を求め、釈明のための
証拠を提出する機会を與えるた
め、その職員をして聴聞させた
後、その事実を確認したとき。

(損害保険代理店の役員又は使用
人の届出)
第八條 損害保険代理店は、役員(監
査役以外の代表権を有しない役員
をいう。第十條及び第十六條の場

合を除き、以下同じ)又は使用人
に募集を行わせる場合において
は、その者の氏名及び住所を大蔵
大臣に届け出なければならぬ。

2 損害保険代理店は、前項の規定
により届け出た事項について変更
を生じたとき又は同項の規定によ
り届け出た役員若しくは使用人が
募集を行わないこととなつたとき
若しくはこれら者の死亡したと
きは、遅滞なく、その旨を大蔵大
臣に届け出なければならぬ。

第九條中「保険会社」を「損害保
險会社」に改める。

第十條第一項中「委託を受けてい
る」を削り、同條第二項中「又は使用
人」を若しくは使用人若しくはこれ
らの者の使用人に改め、「委託を受
けて」の下に「募集を行い、若しくは
他の生命保険会社の委託を受けて募
集を行う者の役員若しくは使用人と
して」を加える。

第十一條の見出し中「委託保険
会社」を「所屬保険会社」に改め、同條
第一項中「委託保険会社」を「所屬保
險会社」に、「又は損害保険代理店」
を「損害保険会社の役員若しくは
使用人又は損害保険代理店」に改め、
同項但書を削り、同條第二項中「前
項」を「第一項」に、「又は損害保険代
理店」を「損害保険会社の役員若し
しくは使用人又は損害保険代理店」に
改め、同項を同條第三項とし、同條
第三項を同條第四項とし、同條第一
項の次に第二項として次の一項を加
える。

2 前項の規定は、左に掲げる場合
においては、これを適用しない。
一 生命保険会社の役員又はその

使用人である生命保険募集人及
び損害保険会社の役員で募集を
行うものについては、所屬保險
会社が当該役員の選任につき相
当の注意をなし、且つ、これら
の者の行う募集につき保險契約
者に加えた損害の防止につとめ
たとき。

二 生命保険会社の使用人又はそ
の使用人である生命保険募集人
及び損害保険会社の使用人で募
集を行うものについては、所屬
保險会社が当該使用人(生命保
險会社の使用人の使用人を除
く)の雇傭につき相当の注意を
なし、且つ、これら者の行う
募集につき保險契約者に加えた
損害の防止につとめたとき。

三 生命保険会社の委託に基づく生
命保険募集人及びその役員又は
使用人である生命保険募集人並
びに損害保険代理店について
は、所屬保險会社が当該生命保
險募集人又は損害保険代理店の
委託をなすにつき相当の注意を
なし、且つ、これら者の行う
募集につき保險契約者に加えた
損害の防止につとめたとき。

第十二條第一項及び第十三條中
「委託保險会社」を「所屬保險会社」に
改める。
第十四條中「保險会社の役員」を
「損害保險会社の役員」に改め、「使
用人又は生命保險募集人若しくは損
害保險代理店」の下に「(第八條第一
項の規定により届け出た損害保險代
理店の役員及び使用人を含む。以下
本條及び第十九條において同じ。)」
を加え、「それらの者の所屬する保

險会社若しくは委託保險会社」をこ
れらの者の所屬保險会社に改める。
第十六條第一項中「保險会社の役
員」を「損害保險会社の役員」に改め、
同項に次の一号を加える。

五 保險契約者又は被保險者に対
して、既に成立している保險契
約(以下本号中既存保險契約とい
う)を不当に消滅させること
により新たな保險契約の申込を
させ、若しくは新たな保險契約
の申込をさせることにより既存
保險契約を不当に消滅させ、若
しくは既存保險契約を不当に消
滅させ、若しくは不当に保險契
約の申込をさせ、又はこれら
の行為をなす行為

第十八條第一項中「保險会社は、
その役員及び使用人又は第四條の規
定により登録された生命保險募集人
若しくは生命保險会社は、第四
條第二項の規定により登録された生
命保險募集人に対する場合、損害保
險会社は、その役員若しくは使用人
又は同項の規定により登録された」
に改め、同條第三項中「生命保險募
集人又は生命保險募集人は、第
四條第二項の規定により登録された
生命保險募集人に対する場合」に、
「(第八條を「第四條第二項」に改め、
「生命保險募集人若しくは」を削る。
第二十條第一項第一号中「他の法
令」をこの法律に改め、「大蔵大臣
の命令」の下に「若しくは他の法令」
を加え、同條第二項から第五項まで
を次のように改める。

2 第五條第二項及び第三項並びに
第六條の規定は、前項の規定によ

る業務の停止及び登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険代理店」と、同條第三項中「聽聞に應じないときは」とあるのは「出頭を求められた日以後一月内に出席しないときは」と読み替えるものとする。

第二十一條を次のように改める。

(外国生命保険事業者の役員等に対する規定の適用除外)

第二十一條 第三條から第七條の三まで及び第九條並びに第二十條(登録の取消の処分に関する部分に限る)の規定は、外国生命保険事業者の役員及び使用人については、これを適用しない。

第二十三條中「生命保険会社」の下に「又は損害保険会社」を加える。

第二十五條第二号中(第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ)を削る。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第七條又は第八條の規定による届出を怠つた者は、これを五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の保険募集の取締りに関する法律第二十一條の規定により役員使用人登録簿に登録されている者は、この法律施行後は、改正後の保険募集の取締りに関する法律第四條第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。

3 この法律施行の際改正前の保険募集の取締りに関する法律第八條(同法第二十一條において準用する場合を含む)の規定による届出がされている者(損害保険代理店の役員及び使用人を除く)は、この法律施行の日後三月を経過する日までは、改正後の保険募集の取締りに関する法律第四條第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○西川政府委員 たいま議題となりました資本再評価法の一部を改正する法律案、及び再評価積立金の資本組入に関する法律案、外二法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昨年資産再評価法が制定されましたが、企業の資産再評価が実施されたのでありますが、当時の経済情勢におきましては、十分の収益を上げ得ない企業も少なく、全体としての再評価額は、当初の予想よりかなり低目となつてゐる実情であります。しかるに朝鮮動乱の勃発を契機といたしまして、経済界は相当活況を呈し、企業の収益力も相当回復しつつありますので、この際、前回再評価を十分に行わなかつた企業に対して、おおむね前回と同様の基準により、さらに再評価を行ひ得る機会を與え、企業経営を合理化し健全な資本の蓄積をはかることが、必要と考えられるのであります。

また再評価積立金の資本組入れにつきましては、現行法におきましては、昭和二十八年一月一日まではこれを行

い得ないことになつてゐるのでありますが、今日の経済界の実情から見まして、このような制限はもはや必要と認められますので、この際再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとするのが、適當と考えられるのであります。

以上理由によりまして、今回この両法律案を提案いたした次第であります。

次に両法律案につきましてその概要を申し上げます。まず資産再評価法の一部を改正する法律案におきましては、今回の第二次再評価は、法人につきましては原則として本年一月一日、または一月一日から九月三十日までを開始する事業年度の初日現在で行ひ得ることとし、たゞ電力、ガス等の公益事業を営む法人につきましては、特別の事情がありまして、再評価の時期を一年延長することを認めております。また個人につきましては、本年一月一日現在で再評価を行ひ得ることとしております。

次に再評価の対象となります資産は、前回再評価を行つたことのできた資産で、前回限度額まで再評価を行わなかつたものとしておりますが、たゞ株式は今回の再評価からは除外いたしました。これらの資産につきましての再評価の基準は、原則として前回通りの評価の基準によることとしております。

が、前回の再評価以後に減価償却を行つてゐる資産につきましては、前回の再評価限度額からその償却額だけ減額したものを、今回の再評価限度額としております。また陳腐化資産の再評価限度額につきましては、稼働率、収益率等の向上に基づく増額を認めることとしております。

次に再評価積立金に資本を組み入れる時期につきましては、従来の規定では昭和二十八年一月一日以後となつておりますのを、本年七月一日以後におきましては、再評価積立金の四分の三の範囲内で、その資本へ組み入れ得ることとしたのであります。

また再評価を行つた会社の社債の発行限度につきましては、従来は再評価積立金の四分の三の範囲内で、再評価後三年間にわたつて、毎年その四分の一ずつを社債の発行限度に算入することになつてゐるのであります。

このほか金融機関再整備法による調整金を設けてゐる金融機関の再評価積立金取りくびしについて特例を設けるとともに、商法の一部を改正する法律の施行等に伴ひまして、所要の規定を整備することとしたのであります。

次に再評価積立金の資本組入れに関する法律案であります。この法律案は、たゞいま御説明申し上げましたように、再評価積立金を早期に資本に組み入れ得ることとしたのに伴ひまして、その組入れの手続及び方法につきまして必要な事項を定めようとするものであります。

第一に、再評価積立金の資本組入れは、株主総会の特別決議によるを要すること。第二に、再評価積立金を資本に組み入れた場合には、組入れと同時に、またはその後随時に株主総会の特別決議によつて、株主に対して新株を発行することができること。第三に、この新株は株主に対して無償で交付することを原則とするが、株主総会の特別決議によつて、新株の発行価額の一部を株主に拂い込ませることを認め、あわせて引受けない株主の引受権の譲渡、または金銭分配請求権につき必要な規定を設けること。第四に、再評価積立金の資本組入れによる新株の発行の場合における会社の資本の金額、及び資本準備金の積立てにつき商法の特例を設けるとともに、税法上所得計算に關して所要の特例を設けること等であり。

以上両法律案につきまして、その大要を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。

次に保険募集の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

本法は、昭和二十三年七月、当時保険募集の状況が紊亂して、保険契約者に不利益を與えるおそれが多分にありましたので、生命保険募集人等に登録制をし、同時に、不正募集行為の取締りを行うため、制定施行されたものであります。その後、本法の適切な運営によつて、募集状況は漸次改善されて來たのであります。が、生命保険会社と

契約者との間の契約上の紛争は、今日なおその跡を絶たない実情でありまして、保険契約者の保護と保険事業の健全な発達をはかるためには、悪質募集に対する取締りを一層厳重に行う必要があると考へます。

現行法の規定には、登録制度の運用上の面からも、また不正募集行為取締りの面からも、種々不備な点がありまして、今回大要次の通りの改正を行うこととしたのであります。

第一に、現行法では、生命保険会社の役員及び使用人の登録と、生命保険募集人の登録とを区別して行つていたのであります。この区別を存置することは取締上の実益もないので、事務の簡素化をはかるため、両者を統一することとしたのであります。

第二に、現行法では下請生命保険募集人は届出制となつておりますが、実情は、登録をなすべき生命保険募集人等が、登録の申請を怠つて届出によつてゐる場合があり、また登録を取消された者が、届出によつて募集に従事し得る等の欠陥があるので、届出制を廃止してすべて登録制とすることとしたのであります。

第三に、現行法では、保険会社と委託関係にある募集人等が契約者に損害を與えたときは、会社とその賠償責任があることになつておりますが、会社の使用人等の與える損害については、民法の不法行為に關する賠償責任の規定によつており、本法に特別の規定がありませんので、この際本法において統一の規定を設けることとしたのであります。

第四に、既存の保険契約を不当に消滅させて、新たな保険契約の申込みを

させる等の契約の不当な乗りかえ募集は、保険契約者に不利益なことでありまして、これを禁止する規定を設けることとしたのであります。

その他登録の抹消に關する規定を設ける等、所要の改正が加えられております。

次に国税徴收法の一部を改正する法律案につきまして、御説明を申し上げます。

政府は、昨年以来引続き税制の改正を断行し、国民負担の軽減合理化をはかつて参つたのであります。徴收制度につきましてもその合理化に努め、一層円滑かつ適正な納税が行われるよう措置することが必要であると認められまして、ここに国税徴收法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

以下本法案の概要を説明いたします。

まず、最近における滞納の発生及びその処理の状況にかんがみ、納税者に特別の事情がある場合における租税の徴收及び滞納処分につき、その合理化をはかることとしたのであります。

その第一は、分納及び徴收猶予の制度を新設したことであります。すなわち納税者が災害、疾病、廃業等により、または申告期限から一年以上たつて更正決定を受けたことにより、その税金を一時に納付できない場合は、その申請によりまして、一年以内の分納または徴收猶予を認めることとしたのであります。しかしてその分納または徴收猶予の期間中は、延滞加算税額を免除するほか、一定の場合には利子税額をも免除することができるとしてあります。

なお昭和二十四年分以前の所得税、相続税、物品税及び増加所得税、財産税等の旧税につきましては、その負担の状況及び滞納の現状等にかんがみまして、徴收猶予をなし得る場合の条件を若干緩和いたしますとともに、猶予期間を二年以内とする等の措置により、その合理的な整理に資することとしたのであります。

その第二は、滞納処分の猶予制度を新設したことであります。すなわち公法処分等の執行によりまして、滞納者の事業の継続を著しく阻害するおそれがある、かつまた、その処分を一時猶予しておく方が、究極において徴税上有利であると認められまときは、二年以内において適宜その処分の執行を猶予することができるとし、その期間中は延滞加算税額を免除し得ることとしたのであります。しかして二年以内に實力が回復したとき、または新規に発生した税金の滞納等の事実がありました場合、ただちに滞納処分を流行することとしたのであります。

その第三は、滞納処分の停止の制度を設けたことであります。すなわち滞納者が無財産の場合、または著しく生活困難に陥るおそれがある場合等に過ぎまはば、三年間滞納処分を停止することができるとしたのであります。であります。しかしてこの停止期間中は、利子税額及び延滞加算税額を免除することができるとしたのであります。

なおこの停止期間中におきまして滞納者が實力を回復したと認められる場合には、停止処分をとりやめて徴收するのであります。停止後三年

たつてもなお實力が回復しない場合には、納税義務が消滅することとしたのであります。

以上三つの措置によりまして、滞納につき特別の事情がある納税者につきましては、その実情に応じ、努めて合理的にかつ適切な徴税を行うこととしてゐる次第であります。

次は差押禁止物件の範囲を拡張したことでありまして、すなわち現在の国民生活の実情及び滞納処分の執行の状況にかんがみまして、差押禁止物件の範囲を拡張し、主として自己労力による農業者、事業者及び営業者につきましては、その業務上不可欠な農具、器具、材料、肥料、牛馬、種子等を差押禁止物件とする。また、食糧及び薪炭につきましては、六箇月間の生活に必要な部分について、差押えをすることができないこととしたのであります。

次に、昭和二十四年十二月三十一日以前の期間に対する加算税及び延滞金につきましては、特定の場合に限り、これを軽減し得ることとしたのであります。すなわち加算税につきましては、申告期限から一年以上たつて行われた更正決定に基いて徴收される場合、または一度更正決定を受けた後の修正申告または更正に基いて徴收される場合には、日歩十銭のものを日歩四銭に軽減することができるとするものとします。

これらの場合には、日歩二十銭の延滞金を日歩八銭に軽減することができるとしてあります。しかしこの軽減措置は、加算税または延滞金を現に滞納している場合のみならず、すでにこれを納付している場合も適用するのであります。既納分の還

付を受けました場合には、本年六月末日までにその申請をしなければならぬこととしてあります。

また納税者が災害、疾病または廃業等によつて、現に加算税または延滞金を滞納しております場合には、加算税の日歩十銭を四銭に、延滞金の日歩二十銭を八銭に、それぞれ軽減することができるとしたのであります。

次に、督促手数料は徴收しないこととしたのであります。すなわち滞納者に督促状を発する場合の十円の督促手数料は、今後徴收しないこととして、事務の簡素化をはかることとしたのであります。なお督促状を発する場合に、原則としてこれを発する日から十日を経過した後の日を、納付の日とすることとしたのであります。

次は納税者に詐害行為等がありました場合の徴税方法を改善したことでありまして、すなわち滞納処分の実情に顧みますと、滞納者が故意にその財産を親族等に移転し、あるいはその事業を同族会社に組織がえをする等により、滞納処分の目的達成を不可能ならしめるとき事例が少くない実情でありますので、正当な納税者との権衡上、かかる場合には、滞納者本人について滞納処分を執行しても、なお徴收すべき税金に不足するときに限つて、これらの親族または同族会社から徴税できることとしたのであります。

次は、国税と地方税との間の徴收の順位を同一にしたことでありまして、すなわち昨年四月の改正によりまして、国税と地方税の徴收の順位を原則として同順位とし、ただ納税人について強制執行等がありました場合に、国税が地方税に優先することとしたので

あります。

であります。今、この場合にも
まったく同一順位としたのであり
ます。

以上が今回の改正の要点であります
が、そのほか納税義務の承継、滞納処
分の管轄権等につきまして、規定の整
備をはかつております。政府は、以上
の改正によりまして、今後一層適正か
つ円滑な徴税を行うよう期しているの
であります。

御審議の上何とぞすみやかに賛成せ
られるよう、切望してやまない次第で
あります。

○夏堀委員長 次は昨日質疑を打ち切
りました三案について討論採決に入りま
す。

まず外国為替資金特別会計法案、及
び緊要物資輸入基金特別会計法案の両
案を一括議題として討論に入ります。
討論は通告順によつてこれを計しま
す。松尾トシ子君。

○松尾委員 私は社会党を代表いたし
まして、ただいま議題となりました両
案のうちまず外国為替資金特別会計法
案に対して、反対をいたすものであり
ます。

本法案は、表面は会計手続法であり
ますから、反対する理由がないかのよ
うに思われます。しかし、第十四條に
おいて、「この会計において、毎会計
年度の歳入歳出の決算上、収納滞額の
合計額が支出滞額の合計額に不足す
るときは、これを当該年度の一般会計
の歳出をもつて補てんする。」云々とあ
りますので、問題のインデントリー・
ファイナンスに通ずるものがあること
は明らかであります。

フレーションを防止しようとしておる
御様子ですが、輸入促進をはからずし
て、税金でまかなうというところは、日
本経済が不健全になればとて、益する
ことはないの、反対するのでありま
す。

次に緊要物資輸入基金特別会計法案
に対して、私は条件付で賛成するもの
であります。

日常必需品においても、緊急輸入を
必要とする物資もたくさんあることと
思いますので、賛成をするのでありま
すが、それが軍需資材には同意できぬ
次第であります。

以上で私の討論を終ります。

○夏堀委員長 深澤義守君。

○深澤委員 私はただいま提案されて
おります外国為替資金特別会計法案、
並びに緊要物資輸入基金特別会計法案
に對しまして、日本共産党を代表して
反対討論を行わんとするものでありま
す。

「委員長退席、小山委員長代理着
席」

まず第一に外国為替資金特別会計法
案であります。この法案は従来外国
為替特別会計として行われていたものを
止いたしまして、今般外国為替資金特
別会計にしたのであります。従来は外
國為替の売買あるいは運用の一切は、
この外國為替特別会計によつて明確に
されておつたのであります。ところが
このたびの特別会計によりますと、外國
為替の売買あるいは運用等の詳細は全
然これを明確にせず、ただ為替関係
の差益だけをこの会計の上に明らかに
し、そして運用あるいは売買等の具
体的内容は、全然これを明らかにしな
いのであります。従つて外國為替の売

買、運用等が国会において公然と論議
され、国民に明確にすることなしに、
国会外においてこういう問題が秘密の
うちに処理されるという、いわゆる秘
密的な内容を持つたところの特別会計
法案であるということを、われわれは
まず第一に指摘せざるを得ないのであ
ります。何ゆゑにこういうような法律
をつくらなければならないかという根
拠、われわれは現在日本の置かれてお
る國際的立場から考えまして、貿易と
いうものが、日本の置かれておる國際
的な立場を非常に強化するために、強
力に運用される必要があるというこ
ろに、その目的があると思つておりま
す。われわれが常に指摘しておりま
すように、現在の日本の置かれておる
立場は、國際独占資本の有力なる戰略
基地として、日本がいわゆる戰略基地
的な役割を果すという、こういう態勢
の中に追い込まれておることは、もは
や何人も否定することのできない事實
であります。従つてこの貿易を通じま
して、日本がそういう産業構造あるい
はそういう經濟態勢を強化する、そこ
に大きな目的があると思つておりま
す。この外國為替資金特別会計によつ
て、今後貿易が行われます場合に、
政府は来年度におけるところの貿易
の關係を、輸出を十四億六千万ドル
、輸入を十三億八千万ドル、受
取超過七千八百万ドルというぐあいに
計画をしておるのであります。最近
における世界の軍拡によりまして、國
際物価は上昇の過程をたどつておるの
であります。従つて現在予定したして
おりますところの輸入は、必ずや大き
な破綻を来すということは明らかであ
ります。原料の値上りと、円レートが
三百六十円に近づけられておるため

に、ドル価は非常に安くなつて行くの
であります。従つて高い物資を現在の
予定されたドル資金によつて輸入
しようとしたとしても、その輸入量
は非常にわずかであり、その結果
として、日本における産業は非常に原
料高に遭遇するほかないのでありま
す。この原料高によつて、結局日本の
産業がどういふ方向をたどらなければ
ならないかと言へば、必然的にこれは
労働賃金の低下であり、労働の強化で
あり、國民生活の圧迫であるというこ
とははや明らかであります。これは
われわれがすでに指摘してありますよ
うに、いわゆる日本の工業原料の重要
資源である鉄鉱石、粘結炭、あるいは
工業塩等が安く入つて来る中共貿易を
禁止いたしまして、いわゆる西歐陣營
にくみすることによつて、非常な損失
と國民の犠牲によつて輸入しなければ
ならないという、こういうことから原
因が生れて来ているのであります。國
民の税金のうちから五百億をいわゆる
インデントリー・ファイナンスとい
う形において、この外國為替資金特別
会計に繰入れて、今後國民を非常に苦
しい立場に追い込み、さらに日本を西
歐陣營の戰略基地としてつくり上げる
ために、この貿易が行われんとする
のであります。

こういふような意味から、われわれ
は國民の犠牲によつて日米協力態勢を
確立せんとする本法案に對しまして、
断固として反対の意を表明するもので
あります。

第二は、緊急物資輸入基金特別会計
法案の反対の討論であります。これも
第二にこういふ法案を出さざるを得な
かつたということは、先ほども申し上げ
ました中共貿易の禁止にその原因が
あるのであります。日本において必要
なる工業資源が中共から入つて来な
い。従つて三倍、五倍の高い値段で他
の方面から輸入しなければならぬとい
う、この窮状に差迫つておるのであ
ります。しかもこの緊急輸入物資は、
政府でなければ輸入できないものを輸
入するという目的を持つておるもので
あるということを、法案に明確にして
いるのであります。一体その内容はど
ういふものであるかということ、私
は昨日も所管官庁の通産大臣に質問し
たところが、これが明確でない。おそ
らくニツケルというような程度のもの
であらうということをお答弁してあるの
であります。これはおそろしく明確に
發表することができない立場にあるの
ではないかと、われわれは考へるので
あります。

それはなぜかなれば、最近外國の新
聞にも報ぜられておりますように、日
本を西歐陣營の軍事工場にするのだと
いうことが、はつきり言われておるの
であります。そのためにこそこの緊急
物資の輸入が必要なのであります。そ
うしてそれは、おそろしく特需並びに新
特需と称せられるところの軍需物資に
役立つ生産を、これから精力的にやろ
うという前提の上に立つて、この物資の
輸入を行わんとするのであります。そ
の輸入のために國民の税金から二十五
億円の繰入れをいたしまして、この運
営をしようということであり、完全な
本國の國民の希望するところは、完全な
民族の独立であり平和の確立である。
ところがこの法案は、軍需物資の輸入に
よつて日本を西歐陣營の軍事工場にす
る、いわゆる戦争の方向に日本を巻き

込んで行く内容を持つたものであると
いうことを、われ／＼は指摘せざるを
得ないのであります。この法案の実施
によつて利益を受けるものは、一部の
日本の特需に關係するところの大旗占
資本であり、平和産業と、その他全日
本の勤労大衆は、重税と賃金低下と労
働強化と不景気のどん底に陥れられる
ことは、火を見るより明らかであります。
この理由から、日本共産党はこの
両法案に対して、まづ向から反対する
ものであります。

○小山委員長代理 次に三宅則義君。

○三宅則義委員 私は自由党を代表し
たしまして、ただいま議題となりまし
た外国為替資金特別会計法案、並びに
緊要物資輸入基金特別会計法案の両案
に對しまして、賛成の意を表する次第
でございます。

この外国為替資金特別会計法案は、従
来の外国為替特別会計を廃止いたしま
して、新たに外国為替資金特別会計法
を制定いたしましたものであります。今
日の段階といたしましては、わが国の
國際的観点から見まして、当然この
改正案には賛成をいたすのでありまし
て、ただいまの共産党のお話でありま
すが、これはまことに共産党自身の
宣伝でありまして、何ら日本の大衆諸
君の要望を代表いたしておるものでは
ないと、私どもは確信する次第であり
ます。今までのお話によりますと、共
産党諸君は——あえて私は聞いをいど
むものではあるが、ただちにわ
が国を西歐諸資本に追い込むなどと
言つてゐるが、とんでもないことであ
りまして、わが国の今日の立場という
ものは、これを解決するには第一にわ
が国の経済の復興にまたなければなら

ません。しかるにわが国の資材は少
く、また現今の情勢におきましては、
やはり國際連合諸国から強力なる援助
と、またこれに對する物資の交流
を得なければ、わが国の経済の回復は
でき得ないのであります。私どもは
本法案に對しまして、満腔の敬意を拂
ひまして賛成いたしておるのでありま
す。

もう一つつけ加えて申し上げますが、
緊要物資輸入基金特別会計法につきま
しては、先ほど来共産党の諸君が御説
明になりましたが、わが国経済の復興
と産業の隆興には、いわゆる外国で生
産せられた緊要なる物資は、当然これ
を確保いたしまして、内地において加
工いたし、あるいは生産をいたして、
わが国の疲弊いたしておる経済
の回復に貢獻することは当然でありま
す。こういう意味合いにおきまして、
緊要物資輸入基金特別会計法につい
ては、特に通産大臣が重要な役割をも
つて監督いたしておりまして、その必
要に応じてこの基金を使つて、わが国
の物資の融通をはかる点につきまして
は、当然なる改正であると思つてであ
ります。

両法案を一括して、私は心強くこれ
に對する賛成の意を表したいと思つて
あります。わが国の國際的立場にお
きましては、この外国為替資金特別會
計法といひ、内閣總理大臣が嚴重に監
督し、また為替管理委員会において、
詳細なる手続をいたしておるのであり
まして、これについては万遺憾なくそ
の処置をいたすことになつております
るし、私どもは現今の改正によりまし
て、安心して外国為替に對する仕事を
まかす得られると考へておりまするか

ら、現内閣の勇猛果敢なるこの改正案
に對しましては、心から賛成の意を表
する次第であります。先ほど深澤君の
言われました中に、戦争態勢という言
葉がありました。これは共産党が本
會議もしくは委員会等において、しば
しば宣傳せられておるのであります。
吉田總理のごときは、そういう言
辭は取れない、くみしあたわさるも
のであるといふことを言つておるので
あります。わが党といたしましては
も、そういう宣傳には乗らないといふ
ことを、この委員会を通じて嚴重に申
し上げておきたいと思つてあります。

かような意味合いにおきまして、外
國為替資金特別会計法案並びに緊要物
資輸入基金特別会計法案に對しまして
は、自由党を代表し、全幅の信頼を拂
ひまして、賛成するものであります。

○小山委員長代理 討論は終局いたし
ました。

これより右両案の採決に入ります。
まづ外國為替資金特別会計法案の採
決をいたします。右案に賛成の諸君の
起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
次に緊要物資輸入基金特別会計法案
の採決をいたします。本案を原案の通
り可決するに賛成の諸君の起立を願ひ
ます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて
本法案は原案の通り可決いたしまし
た。

○小山委員長代理 次に農業共済再保

險特別会計法の一部を改正する法律案
を議題として討論に入ります。討論は
通告順によつてこれを許します。西村
直己君。

○西村(直)委員 ただいま議題となり
ました農業共済再保険特別会計法の一
部を改正する法律案に對しまして、自
由党を代表して賛成の意見を申し上げ
ます。

農業共済再保険は、御存じの通り農
業共済保險の再保險制度であります
が、日本の農業の性格から申しまし
て、この共済保險が將來に向つて拡充
されて行くべきことは当然でありま
す。ことにやまやますれば、日本の農業
には性格の弱い面がまだ多分に殘され
ており、これに對しまして、共済保險
を拡充して、天変地変から来る損害を
補償するということについては、前國
會の大蔵委員會その他におきましても
活発に論議されております。今般の改
正案におきましても、新たに再保險金
の支拂基金勘定を設けまして、これが
支拂いについての円滑化をはかつてお
る点であります。この点は一歩前進で
ありまして、何人もこれに對して異論
はないと私は信じております。特に農
業共済保險につきましては、前回の大
蔵委員會等においても、連合會の赤字
補填の問題がございました。これらにつ
きましては、政府当局におかれまして
も、できるだけすみやかにこれが解決
の方法をはかられると同時に、この農
業共済保險制度においての運用におき
まして、農民とこれらの団体ないし政
府機關との關係について、一たび天変
地変があつたときの事務處理の敏活化、
言いかえれば支拂いの敏活化等につい
ては、格段の意を拂われんことをお願

い申し上げる次第であります。
以上をもちまして、簡單であります
が、賛成の意を表するものでありま
す。

○小山委員長代理 深澤義守君。

○深澤委員 共産党を代表いたしまし
て、本法案には賛成せざるを得ないわ
けであります。

日本の現在置かれておる農業は、徹
底的な國家の補助なしには成立し得な
いのであります。特にモンスーン地帯
にありますところの日本農業が、毎年
天災的な被害を受けることは甚大であ
ります。これに對して、政府はもつと
根本的な農業救済をやらなくちやなら
ぬといふことは当然であるにもかかわ
らず、この救済がはなはだわずかであ
ります。しかしわずかではあります
が、本法案によつてその救済が一歩前
進するのであります。これに對して
われ／＼が反對する理由はないのであ
ります。ただ問題は、現在農業共済組合
が、全國的にこの農業共済のために二
十億余の大きな負担を背負つてゐるの
であります。こういう問題も根本的に
解決しなければ、日本の農業共済の目
的が達せられないのであります。従つ
てわれ／＼は、現実に當面しておると
ころの農業共済組合のこの非常に困難
なる状態を解決すること、もう一歩進
んで、日本の農業が毎年受けるところ
の天災的な被害を百パーセント補償す
る、こういうようなところまでつづ
んで行かなければ、当面重大問題であ
りますところの日本の食糧自給自足の
態勢は、とうてい不可能であります。
従つてわれ／＼は、こういう徹底的な
共済をやるべきであるといふことを條
件といたしまして、一応本法案に對し

ましては賛成の意を表するものであります。

○小山委員長代理 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより右案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小山委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成の件につきましては、委員長長の御一任を願います。

○三宅委員 私は小委員会設置の動議を提出したいと存じます。今度の国会に對し、税務代理士法の改正案が提出されることになりましたので、本委員会に税務代理士法改正に関する小委員会を設置し、小委員及び小委員長は委員長において指名せられんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの三宅君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議ないようでありますから、三宅君の動議のごとく税務代理士法改正に関する小委員会を設置することに決定いたしました。

なおただいまの動議のごとく、小委員及び小委員長は委員長において指名することにいたします。税務代理士法改正に関する小委員会小委員として

川野 芳満君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君

を任命いたします。小委員長は川野芳満君を指名いたします。

午前中はこれをもつて休憩いたします。

午後一時半より再開いたします。

午後三時四十五分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

資金運用部資金法案、郵便貯金特別会計法案、会計法の一部を改正する法律案、資金運用部特別会計法案、及び資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の五法案を一括議題として質疑を継続いたします。

深澤君。

○深澤委員 まず第一番に、資金運用部資金特別会計を創設された根本的な理由について伺いたいのであります。

○舟山政府委員 預金部の制度はその名の示しますが、当初郵便貯金で集まりました金を運用する機関として発足して参つたのであります。その後、政府機関がこれに預入せられまして、政府資金の管理運用の機関となつておつたのであります。しかし終戦後は、預金部の資金の運用に厳重なる制限を付せられて参つた次第であります。そこで早晩預金部の制度も根本的な再検討、制度の改正等を行なう必要が生じた時期にあつたのでございますが、今回一つの統一した理念のもとに、この改組が企てられました。そして名も資金運用部と改め、発足することになったのでござい

ます。その名の示しますが、この郵便貯金のほかに、簡易生命保険とか厚生保険積立金とか、その他の政府資金、つまり国民から政府に対して信託

せられました資金の運用は、この資金運用部におきまして、一括して統合運用するという建前のもとに、この資金運用部の制度が考へられておるのでござい

ます。これらの国民から信託せられました資金は、まず第一の運用に關します根本方針としましては、安全、確実、この三つを第一としなければならぬ、こういう思想のもとに出ておるのでございまして、今般この資金の運用先としましては、国並に政府機関、地方公共団体、次に金融債ということに相なつたのでござい

ます。御承知の通り、終戦後昭和二十一年の司令部の指令によりまして、預金部資金は国債と地方債とに運用を原則として限るといふことに相なつておつたのでござい

ますが、今度の改組を機会に、その運用が金融債にまで広げられたといふことに相なつておるのでござい

ます。改組の経緯並びにその根本的な考え方といふものを、簡単に申し上げた次第でござい

ます。

○深澤委員 今の御答弁によりまして、国民から信託された資金をここに全部統一する、そして安全確実な処理をするといふ趣意であり

ますが、もう一つは各特別会計の余剰金積立金等も、これに集めるといふことも言われているのであります。大体この資金運用部資金といふものは原資と申しますか、その総額は大体どのくらいになりますか。

○舟山政府委員 最近二千五百億見当になつております。

○深澤委員 この国家財政資金の大きな統一をされて、そして大蔵大臣がこれをがっちり握られるに至つたといふことは、私はさもありうること

であると考へております。ところがそこまで行く過程において、政府内部におきましても郵政省関係からかなり反対がある。そしてなほ国会でこれを決定し、さらに閣議でも一応この郵政省方面の主張するよう形に、この預金部資金の運用をやつて行かうとする、こういう方針ががらりとかわつて、こ

ういう大きな国家財政資金を全部統一して握つて行くといふ形を出して来たといふところに、私は非常に大きな無理をされていることを、先般から大蔵大臣の答弁を通じて感ずるのであります。しかも大蔵大臣は先般の合同委員

会におきまして、自分はこの方針に對しては確信を持つに至つたけれども、しかしなお国会並びにその他の人々を説得するために、ドツジ・メモランダムを出してもらつたといふことすら言

つては、大きな転換をやつたわけであり

ます。そこで私が伺ひたいのは、こ

ういふ国家財政資金を一手に握り、そして大蔵大臣がこれを独占的に握つて行くといふ形をつくり上げたところに、大きな日本の置かれて

いる国際的立場と云いますか、そういう立場に對したところの国家財政資金の運用の問題についての要請があつたといふぐあい、私は理解しておる

のであります。その点はどうかござい

ますか。

○舟山政府委員 終戦後昭和二十一年以後の預金部資金の運用方法、特に簡易保険積立金の独立運用といふような問題につきましては、いろいろの議論

がありまして、さらにこの簡保資金の独立運用をめぐる、内閣の方針にもいろいろ考へ方がかわつて来たとい

うことにつきましては、先般大蔵大臣が御説明申し上げたところであるのであります。そういう経緯は別といたしまして、私もその事務当局において

は統一して運用すべきである。しかもそれは財政金融の行政の責任者であり、最も適切であると考えておるのでござ

います。すなわちこの日本の現状におきましては、財政と金融と分離して政策を立てることは非常に困難であり

ます。金融の部面におきましてこれら政府資金の占めるウェイトといふものは非常に大きいのであります。これらは統一して財政とにらみ合せ、なおほかの金融政策とにらみ合せまして、これら政府資金を運用することが適切であ

ると思つたのであります。事務当局は理論的にはそういう考へ方を持つておるのであります。途中の経過におき

ましてはいろいろの政治上の論議があつたことは、すでに御承知の通りと思

います。それが、それにつきましては、私

が今日あらためて申し上げるまでもない

と考へております。

○深澤委員 今の事務当局の考へておられるところの理論的根拠といふものは、おそろしくこの国家財政資金の統

合、そしてそれを大蔵省が握るといふことが、日本の金融財政の實権を

つぎに握つたといふことは私はなると思つて

おります。従つてこれは一切の日本の金融財政が、この大蔵省の権力的な支配のもとに全部統合されて来るとい

う、そういう結果になると私は思つて

おります。その点はどうか。

○舟山政府委員 この政府内部におき

ます職務の分担によつて、財政金融は

相当多いのであります。これが民間の金融機関でありますれば、これらの資金は国債、地方債に投資するほか、産業に還元いたしまして、そうして必要な資金を供給するわけでございまして、預金部という一つの金融機関につきましても同じことが言えるのでございまして、集まつて参りました資金は、適当に産業界に還元いたしませんと、産業界の資金が枯渇するわけでございまして、この意味において、産業界に資金を還元することにつきましては多年の要望がございまして、ただこの際預金部が直接に個々の事業会社等に融資をするというようなことは、とうてい考えられないこととございまして、一応金融債のルートで銀行の手に資金を流したい。それから銀行の責任において、これらの資金をさらに産業界に注入する方法が最も適当であり、またこれが預金部資金を産業界に還元いたします方法の最大限度であらう、こう考へる次第でございまして。

次にお話になりました時局に恵まれた産業にだけ、預金部資金を使わすんじやないかという御疑問に對しましては、決してそうでないことは申すまでもないと思つております。商工中金とかあるいは農林中金なりに出して、市中ではなか／＼金を得られない、苦しい企業に對して資金を供給するものであります。それから来年度の計画におきましては、住宅金融公庫にも預金部資金を五十億出すことになつております。さらに現在法律はまだ改正されておきませんけれども、国民金融公庫等にも、預金部資金を出してしかるべきものであるというふうに考へております。また現在御審議願つております

農林漁業資金融通特別會計に對しましても、できれば預金部資金等を流入せしめることが適當ではないかと考へるわけでございまして、一部の恵まれた産業にこの資金を出すというようなことは、絶対にないのでございまして。

○深澤委員　なお私がもう一つお伺いしたいのは、これはまあ郵政省のセクシヨナリズム的な反對に對して、私たちはあえて追従するものではございせんが、郵政省の中央の方々の下に各地方の郵便局があつて、つまりこの預金部資金を集め、あるいは簡易保険あるいは郵便貯金等を集めるために、非常に努力をされておる。この郵便局員並びに従業員等が、この預金部資金を大蔵省で握ることに対して、非常に全国的な運動を起しておるということでは、これは御承知の通りだと思つておられます。これは私は無理もないことだと思つておる。なぜかというところ、あなた方がこの簡易保険をやれば、あるいは郵便貯金をすれば、このかわれた道が直つたり、あるいは流れた橋がつくれるんだ、そのためにこそこの金が役立つんだという形で、実は金集めをやつておるわけでありまして、これは非常に上からの強い割当があるいは要求によつて、ほんとうに身体を粉にして努力しているわけですか。ところがこれが、現在一般の預金者やあるいは契約者に約束した方向へ流れて行かないということになりまして、大問題である。まさに今度のやり方は流れて来ないんだ、こういう前提の上に立つてこの運動が起つております。従つて預金者もあるいは保険契約者も、みんなそういう心配をしてゐると私は思ふ。それに対して大蔵省は十分これを説得

し、納得させるだけの方針がなくちやならぬと私は思ふわけですが、どうも先般の御説明によりまして、納得できるだけの方針が具体的に示されてないのではありません。それに対してどういふお考えを持つておられますか、ひとつお伺いしたいのであります。

○舟山政府委員　生命保険を普及さすというこの必要ことは十分認識しております。それからまた民間の生命保険で足らざるところを簡易生命保険で補つて、大衆に利用させることもまた必要であることは、申すまでもないのであります。しかしこの保険の必要性を説いて、そうして国民に加入さすということにつきましては、私は率直に申して、この資金の運用までもしなれば、この保険の普及ができないといふことについては、どうしても理解することができないのであります。この金を還元するから保険に入れたいといふような勧誘の方法には、私はどうして無理があるのではないかとこのうらうに考へるのでございまして。実際問題として、ただ保険に入つた地方から集まりました金を、必ずその地方に返さなければならぬということでありまして、貧乏な地方というものは一切この預金部資金の恩恵にあずかれないわけでありまして。そういうことをいいたしませんで、集まりました資金を、全国的に最も効率あるように、そうして国民経済の全体の利益を増進するようにならうと、この預金部資金の運用の眼目がある、こう考へておるのであります。

○竹村委員　今の答弁によりまして、大蔵省の預金部資金に吸収して、そうして全国の国民生活安定のために、国民の幸福のためにこれを使うんだ、こ

うおつしやいます、先ほどの深澤君の質問からいたしますと、結局において金融債等を発行して――先ほどの答弁によりまして、いふ／＼農林中金その他にも出しておられるということであるが、しかしながら市中銀行に出すところの金融債というものは、結局において時局産業に流れて行くのではな

いかということに対して、大蔵省は、それは市中銀行にまかしてあるからわからない、こういう話であります。そういたしますと、われ／＼の考へでは、市中銀行に流したものは、結局におきましてこれは時局産業、いわゆる特需的な方面にこの金が流れて行く。そういたしますならば、この特需工業といわれてゐるものは、これはわれわれの考へでは国民生活の安定にはなつていないと考へておるのであります。少くとも日本が犯したあやまちを再びある一國のために犯すような方面に使われておる。たとえばいわゆる特需物資というものは、戦争のたゞ一断面として、戦争遂行の部分品のごときものをつくるような考へを、私たちに持つておるのであります。これに對してもなお銀行局長は、国民生活安定のためにこれを使つてゐるんだ、こういうふうにお考へになつておるかどうか。この辺を伺つておきたい。

○舟山政府委員　金融債の引受によりまして、産業界に還元されます資金が必ず大企業、特に時局産業にのみ流されるんだという考へ方については、私は同意しかねるのでございまして。その他の産業につきましても、これは相当大規模な産業でありまして、これに對して必要な長期資金を供給すること

が、日本の経済全体をよくして行き、ひいては国民経済に利することとなると思つておるのであります。

○竹村委員　もう一点伺いたしたいのは、前の合同審査会におきましていろいろ問題になつたのでありまして、政策的なことは別問題といたしまして、大蔵省が郵政省の預金部資金を吸収するという建前の中の根本的な問題は、こういう零細な金を集めて、これを安全かつ有効に管理しなければならぬ。そういう意味からいふと、大蔵省の方は専門だから、郵政省には経営においてそれをまかして置くことはできない、こういうような感じをもつて大蔵省に吸収されたように考へるわけでありまして、その辺はどうですか。少くとも郵政省にこれをまかすよりは、大蔵省の方がこれを有利有効に使用する、郵政省は大蔵省ほど資金を運用する能力を持つていない、こういう考へ方から大蔵省に吸収されたのかどうか。この辺をお伺いしたい。

○舟山政府委員　政府の行政機構の中にはそれ／＼分担があるわけでございまして、財政金融については大蔵省に屬しておるのでありますから、その意味において大蔵省が担当したらばよろうというところを、申し上げておるわけでありまして。かりに簡易保険の方でその資金を運用するといふたしまして、これは簡易保険だけの目的のために運用されることが許されてはならぬと思ふのでございまして、そういう場合には、またそちらで運用審査会のようなものをこしらへなければならぬ。運用係のようなものも置かなければならぬ。こういうことは資金の全体

の運用において、はなはだむだが多く、効率的でないのではないか、こういうことも考えられるのであります。

○竹村委員 そうなりますと問題となりますのは、大体郵政省の事業いわゆる郵政事業の根本にさかのぼつて、独立採算制を政府におとりになつたことが問題になるわけでありまして、少くもそういう資金を吸収してそれを運用するのには、やはり政府においていろいろ行政機構の中に専門がある、従つてそこでやる方がよいのだ、こういうふうに考えられますが、片一方においては、政府は郵政省を独立採算制にしておられる。この独立採算制にするのであつたならば、そこでこしらえた自己資金は、その省が当然運用しなければ独立採算制の基礎を危うくする。ところが大蔵省の方がそういう資金運用については専門に近いからといつて、資金だけは取上げることになると、独立採算制の基礎が危うくなると思ふのでございます。しかもそういうような資金運用を十分やることができ得ないと考える郵政省をして、独立採算制をせしめるところに問題があると思ひます。この辺はどうです。そういう資金は全部取上げても郵政省の独立採算制はつばにやつて行ける、こういうようにお考えになつておられるのか。その辺を伺いたい。

○舟山政府委員 簡易保険で集めた金は運用しなければならぬのであります。ただ今後の行き方としては、その運用方法は資金運用部に預託するということだけにしようというこゝとなつてございます。そこでこのたび預金部を改組しますにあつては、各特別会計から預け入れます金につき

まして、その利息のつけ方等も改善したわけでございまして、簡易保険だけに付いて申しますと、本年度あたりは簡易保険から預金部に預けられまして資金が対しましては、年四分五厘の利息がついておりますのを、今後五年以上の預託金といたしましては五分五厘となり、簡易保険といたしましては収益は非常に改善されるのであります。

○竹村委員 そういふふうにして、たとえばその一部の利息を引上げたというふうな点で、郵政省のあの独立採算制というものが成り立つて行くと考えておられるのかどうか。もし成り立つて行くと考えておられるのだつたら、おそろく今後は一般会計等からの繰入れなどはなさらないだらうと思ひます。その辺をちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○舟山政府委員 簡易保険特別会計の採算は成り立つて参るのであります。

○竹村委員 終りました。

○三宅(則)委員 時間がありませんから、ごく簡単に一、二点だけ伺ひたいとして終りにしたいと思ひます。先ほど銀行局長は、資金運用部に對しまして、特に大蔵省にその運用部を置きまして、全国から集まりました資金を活用したい、こういう話であります。たゞ、合同審査会におきましては、郵政委員会の方から非常に猛烈な反對といひませんが、要望があつたわけでありまして、これに對する政府の見解を、簡単によろしうございしますから承りたいと思ひます。

○舟山政府委員 政府におきましては、ただいままで申し上げましたような思想に基づきまして、ここに提案しております案の實現を期しておる次第であります。

○三宅(則)委員 ごく簡単な質問であります。次に資金運用部資金の運用であります。この法案の内容を見ますと、審議会というものがあつて、内閣総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣及び委員十名をもつて組織してございまして、これらにつきましては大体事務次官級の者が携はるといふことになつておりますが、これはやはり大臣が責任を持つておられるわけですから、その内容については、そうしたような事務次官あたりの人が相当これに携はつて、運用を強化するというふうにかへられるのであります。それにつきまして政府はどういうふうにかへておられますか。簡単によろしうございしますから承りたいと思ひます。

○舟山政府委員 この審議会の審議事項は、相当具体的なものと申します。業務に關係することも多いのであります。事務次官を委員とすることが適當であると考えたわけでありまして、

○三宅(則)委員 もう一つだけ、學識及び経験のある者三人となつておりますが、いつも學識及び経験がある者の中には、各官庁の古手官吏を挿入されるおそれがあると思ひますが、今度はそういうのではなく、ほんとうに業界あるいはその他におきまして、その経験のある者を充用してもらいたいと思ひますが、政府はどういうふうな構想でそれをやられますか。それを承りたいと思ひます。

○舟山政府委員 具体的にまだ人選を進めておるわけではございませんが、できるだけ御要望に沿うような人選をいたしたいと思ひます。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散

会いたします。

午後四時二十五分散会

〔参照〕

外国為替資金特別会計法案(内閣提出)に關する報告書
緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出)に關する報告書
農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
(都合により別冊附録に掲載)